

第百九十回国会 衆議院 經濟産業委員会 會議録 第十一号

平成二十八年五月十三日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高木美智代君

理事 神山 佐市君 理事 佐々木 紀君

理事 佐藤ゆかり君 理事 田中 良生君

理事 山際大志郎君 理事 伴野 豊君

理事 升田世喜男君 理事 富田 茂之君

青山 周平君 穴見 陽一君

石川 昭政君 尾身 朝子君

大見 正君 岡下 昌平君

梶山 弘志君 勝俣 孝明君

門山 宏哲君 塩谷 立君

鈴木 隼人君 関 芳弘君

平 将明君 武村 展英君

寺田 稔君 富樫 博之君

根本 幸典君 野中 厚君

福田 達夫君 星野 剛士君

三原 朝彦君 宮崎 政久君

八木 哲也君 山口 壯君

大島 章宏君 落合 貴之君

近藤 洋介君 田嶋 要君

中根 康浩君 本村賢太郎君

中野 洋昌君 藤野 保史君

真島 省三君 木下 智彦君

經濟産業大臣 林 幹雄君
内閣府副大臣 富岡 勉君
經濟産業副大臣 高木 陽介君
經濟産業大臣政務官 星野 剛士君
政府参考人 (金融庁総務企画局参事官) 齋藤 通雄君
政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 金子 修君
政府参考人 (財務省国際局次長) 吉田 正紀君

政府参考人 (厚生労働省職業安定局雇用開発部長) 広畑 義久君
政府参考人 (農林水産省農村振興局長) 三浦 正充君
政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 保坂 伸君
政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 中山 隆志君
政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 黒澤 利武君
政府参考人 (經濟産業省通商政策局長) 柳瀬 唯夫君
政府参考人 (經濟産業省製造産業局長) 片瀬 裕文君
政府参考人 (經濟産業省商務情報政策局長) 安藤 久佳君
政府参考人 (資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官) 吉野 恭司君
政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 藤木 俊光君
政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 多田 明弘君
政府参考人 (中小企業庁長官) 豊永 厚志君
政府参考人 (国土交通省道路局次長) 青木 由行君
政府参考人 (観光庁観光地域振興部長) 加藤 庸之君
政府参考人 (環境省大臣官房審議官) 亀澤 玲治君

委員の異動
五月十三日
大見 正君 補欠選任 根本 幸典君
宮崎 政久君 補欠選任 鈴木 隼人君
同日
鈴木 隼人君 補欠選任 門山 宏哲君
根本 幸典君 補欠選任 青山 周平君
同日
青山 周平君 補欠選任 大見 正君
門山 宏哲君 補欠選任 宮崎 政久君

五月十二日
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

五月十三日
輕減税率の円滑な導入に向けた対策強化を求め
る意見書(埼玉県議会)(第三二七六号)
輕減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化
などを求める意見書(埼玉県上尾市議会)(第三
二七七号)
輕減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化
などを求める意見書(千葉県松戸市議会)(第三
二七八号)
輕減税率の円滑な導入に向け、事業者支援の強
化などを求める意見書(石川県議会)(第三二七
九号)
輕減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化

などを求める意見書(大津市議会)(第三二八〇号)
輕減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化
などを求める意見書(鳥取県議会)(第三二八一
号)
四国電力伊方原子力発電所の再稼働中止を求め
る意見書(大分県豊後高田市議会)(第三二八二
号)
消費税引き上げに伴う事業者支援の強化等を求
める意見書(静岡県議会)(第三二八三号)
脱原発に向けて代替となるエネルギー政策の確
立を求める意見書(神奈川県大和市議会)(第三
二八四号)
地域の中小企業への支援充実を求める意見書
(北海道名寄市議会)(第三二八五号)
地域の中小企業への支援充実を求める意見書
(愛知県知多市議会)(第三二八六号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)
(参議院送付)
經濟産業の基本施策に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○高木委員長 これより會議を開きます。
經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占
の禁止及び公正取引に関する件について調査を進
めます。
この際、お諮りいたします。
両件調査のため、本日、政府参考人として金融
庁総務企画局参事官齋藤通雄さん、法務省大臣官

房審議官金子修さん、財務省国際局次長吉田正紀さん、厚生労働省職業安定局雇用開発部長広畑義久さん、農林水産省農村振興局農村政策部長三浦正充さん、経済産業省大臣官房審議官保坂伸さん、経済産業省大臣官房審議官中山隆志さん、経済産業省大臣官房審議官黒澤利武さん、経済産業省経済政策局長柳瀬唯夫さん、経済産業省通商政策局長片瀬裕文さん、経済産業省製造産業局長糟谷敏秀さん、経済産業省商務情報政策局長安藤久佳さん、資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官吉野恭司さん、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長藤木俊光さん、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長多田明弘さん、中小企業庁長官豊永厚志さん、国土交通省道路局次長青木由行さん、観光庁観光地域振興部長加藤藤之さん及び環境省大臣官房審議官亀澤玲治さんの出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○高木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大見正さん。

○大見委員 おはようございます。自由民主党の大見正です。

きょうは二テーマ、質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、三菱自動車が軽自動車四車種の燃費試験データを不正に操作した問題について、質問をさせていただきたいと思います。

燃費データが操作をされておりまして三菱自動車名古屋製作所、これは愛知県岡崎市にあるんですけれども、選挙区でいいますと、経産委員会では民進党の中根康浩議員の選挙区でありますけれども、最寄りの駅というのは私の選挙区であり、実は私の自宅からは車で十分ほどのところでありまして、当然、関係する企業も大変近くにたくさんあるということで、関心を持っているところで

あります。

ちなみに、関連の一次下請、仕入れ先というのは、生産拠点がございます愛知県が二百七十八社、岡山県が百五十六社、京都府が六十九社、岐阜県が四十六社あるというところであります。普通車や大型車なども含まれておりますので、これらの企業全てに影響があるというのではないというふうに思いますけれども、いずれにしろ、愛知県には関連する企業が岡山県と同様に多く存在するというところから、企業の皆さん方は今回の事案を固唾をのんで見守っているというのが現状であります。

不正をされました経緯については、一昨日の記者会見でも、新たに軽以外の乗用車でも不正が発覚するなど、全容解明や、その後の国の対応、三菱自動車と日産自動車の資本業務提携の今後など、信頼が失われた軽自動車販売が持ち直すまでには相当な時間がかかるというふうに思われます。

自動車産業の裾野は広く、東京商工リサーチによりますと、三菱自動車及び同グループと取引があると見られる一次仕入れ先は千三百五十六社、総従業員数は約四十一万三千人に上り、同社と直接取引のある千三百五十六社のうち、資本金五千万円未満の中小企業は九百十三社、従業員数が五十人未満は八百八社と、大半を中小企業が占めているとのことでありまして、関連する下請の中小部品メーカーや個人経営のディーラー、中古車販売業者などへの影響は何としてでも最小限に食い止めなければなりません。

三菱自動車は関係者への補償も検討しているというふうに聞いておりますけれども、メーカーの中には、補償時期が遅くなれば経営に影響するところも出てくるというふうに心配をしております。当面の資金繰りや雇用への影響が出ないよう、国の対応もしっかりと求めてまいりたいというふうに思っております。

この事案につきましては、石井国交大臣は、国の自動車審査の信頼性を根本から損なうもので、

断じて許すことができないと強く非難をしているところでありますけれども、林経済産業大臣のこの事案に対する現時点での御所見をお伺いしたいというふうに思います。

また、下請部品メーカーなどへの当面の資金繰りなどの対応について、その周知をどういうふうにしていくかということも、あわせて伺いたいというふうに思います。

○林国務大臣 今回の三菱自動車の不正は、ユーザーの信頼を裏切ると同時に、取引先などにも影響を及ぼすものでありまして、まことに遺憾に思っています。

経産省としては、三菱自動車に対しまして、ユーザーや取引先、販売店などへの対応に万全を期すこと、そして事実関係、原因などの報告を行うことを指示いたしました。

三菱自動車の取引先企業への影響を把握するため、職員を岡山県に派遣してヒアリングを行っておりまして、また地元自治体、岡山県、倉敷市と連携したアンケート調査なども進めているところでございます。

一昨日、岡山県知事から我が省の北村政務官にも御要望いただいたわけでありまして、三菱自動車と取引関係がある全国の中小企業への資金繰りを支援するセーフティーネット保証につきまして、現在進めている調査結果を踏まえまして、必要と認められればできるだけ早期に適用するというようにしたいと思っております。

適用となれば、三菱自動車の取引先を含めた自動車部品業界、各地の中小企業団体、信用保証協会などさまざまなルートでこの制度の周知を図りまして、取引先企業への資金繰り支援に万全を期してまいります。

○大見委員 幅広い産業の裾野があるということ、また影響の範囲も相当広いということでありまして、三菱自動車の対応というものが早くして、比較して、政府の対応の方も同じように迅速にお願いしたいと、改めてお願いをしておきたい

と思います。

続きまして、二つ目のテーマ、なかなかじみの深いものではありませんが、象牙取引と管理について、質問をさせていただきたいというふうに思います。

連休中の報道で、ケニア政府が、象牙を目的とした象の密猟撲滅を訴えるため、押収した象牙約八千頭分、百五トンを焼却処分した。近年アフリカゾウは密猟で数が激減しており、ケニアのケニヤッタ大統領は象牙取引の全面禁止を国際会議で訴える方針という報道がございました。

我が国の伝統文化に深くかわる鯨やイルカ漁と同様に、昨今、象牙取引においても日本国内での取引や管理に問題があることから、日本国内における象牙取引がアフリカゾウ等の密猟の増加の原因になっているとの批判が海外のNGOや一部メディアにより展開されていることや、インターネット上では特定の企業数社を狙い撃ちするかのような状況も見られ、今後の展開を懸念しているところであります。

我が国におきましては、象牙は古くから工芸品として珍重され、今でも印鑑の材料としては大変なじみの深いものの一つとなっております。そのことから、かつては確かに大きな需要が存在したことは事実でありますけれども、一九八九年のワシントン条約で象牙の国際取引が禁止された以降は、日本では、象牙の輸出入及び国内取引や管理については適切に管理をされていると承知をしております。

しかし、近年こうした批判が起きているという状況から、密輸を助長するような取引や管理について、現在の体制に問題はないのか、改めて環境省にお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

○亀澤政府参考人 答えいたします。

我が国では、ワシントン条約のもとの義務の実施のため、経済産業省が、外国為替及び外国貿易法、いわゆる外為法により、象牙の商業目的の輸出入を原則禁止し、関係省庁が連携して、厳密

な輸出入管理を実施しております。また、我が国では、近年、大規模な象牙の密輸摘発の事例はないと承知しております。

さらに、違法に輸入された象牙が国内で流通しないように、種の保存法に基づきまして、全形を保持した象牙の登録制度に加え、象牙製品やその原材料としてのカッティングスを取り扱う業者の届け出制度によりまして、象牙の国内取引管理を実施しております。このため、現在の取引管理体制が密輸を助長しているとの批判は当たらないと考えております。

今後とも、引き続き関係省庁が連携して、象牙の輸出入及び国内での取引管理を厳格に行つてまいりたいと思ひます。

○大見委員 国内での取引は厳正にやつてゐること、また大規模な摘発もないというようなことの趣旨を御答弁いただきました。

私も調べましたところ、世界自然保護基金、WWFジャパンというところでありまされども、その取引調査部門が先ごろ発表いたしました報告書でも、我が国の象牙市場というのは縮小傾向にあるということ、象牙を豊かさやステータスシンボルと見る社会的な風潮というのも変化をして衰退をきてゐるということ、そしてまた、今後そのようなことが書かれておりました。

このため、一部の海外NGOが行つてゐるような、我が国の象牙取引がアフリカでの密輸を助長しているかのような、いわれない批判は当たらないのではないかとこのように考えております。その意味から、象牙取引や管理が適切に運用されてゐるということを官民が一体となつてしっかりと発信をしていくことが重要だということに認識をしております。また同時に、国際社会に対しても我が国の取り組みについて正しく認知されるように、さまざまな機会を捉えて情報発信を適切に行つていくことも極めて重要だということに考えております。

折しも、ことは五月に伊勢志摩サミットが開

催をされて、自由、民主主義、基本的人権の尊重、とりわけ法の支配という基本的価値観を共有する絶好の機会があるということ。この中で象牙取引が扱われるということではないのかもしれないが、法の支配ということにしっかりと価値観を置いて取り組んでいくということ。

また、八月二十七日と二十八日の両日で、我が国が主導して開催をしておりますアフリカ開発会議、いわゆるTICADの第六回の会議が、今回初めてアフリカで開催をされる予定で、その開催場所も冒頭で取り上げましたケニアであること。

また、九月二十四日から十月五日、南アフリカ共和国のヨハネスブルクにおきまして、第十七回ワシントン条約締約国会議が開催をされるということから、折に触れ、我が国の立場と取り組みについて、国際社会に対しても丁寧な説明を行つていくことが必要だということに考えております。

そのため、国内への発信また国外への発信、この情報発信をどのように行つていくのか、御見解を伺いたいというふうに思ひます。

○糧食政府参考人 象牙取引についての情報発信に關して御質問をいただきました。

国内取引の着実な規制や制度の運用を徹底した上で、国内外に対して、我が国における適切な運用管理に取り組んでいくことについて、さまざまな機会を捉えて丁寧なやり取りを繰り返していただくことが重要であるというふうに考えております。

例えば、最近の取り組みについて申し上げますと、ことし一月に開催されたワシントン条約の常設委員会におきまして、我が国の象牙取引制度について文書を配布しながら説明をするということ、また、これと同じ内容の資料は関係省庁のホームページにも英文で掲載をして、情報発信を行つていくところでございます。

また、国内向けには、ことしの三月に、世界野生生物の日を捉えて、経済産業省の本館ロビーで一般国民向けのパネル展示や押収品の陳列を行いました。これは、いろいろなプレスの方に報道い

ただきまして、そういう形で国内にも発信をしたところでございます。

加えて、今月中旬に、関係省庁だけではなくて、象牙取引にかかわる事業者や専門家が参加した形で、適正な象牙取引の推進に関する官民協議会を発足させたいと考えております。最近、インターネット取引がふえておりますので、こういう関係の事業者の方も入つていただいで、官民で一緒になつて象牙の国内取引の適正な運用管理を徹底するということ。加えて、国内外への広報について協議をして、より手厚くしていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、我が国における象牙取引管理について、国内外で正しい理解が広まるように、国際会議といった政府間の場にとどまらず、さまざまな場を通じて情報発信をすべく、関係省庁や団体等と連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

特に、御質問いただきましたように、ことしの秋にはワシントン条約の締約国会議がありますし、こうした場において、種と生態系の保全を前提としつつ、象牙及び象牙製品の持続可能な利用と象生息地の持続可能な開発について、科学的根拠に基づく客観的な議論がなされるように、関係国への働きかけや情報発信を進めていきたいというふうに考えております。

○大見委員 丁寧な御答弁をありがとうございます。ワシントン条約締約国会議、COP17でありますけれども、その場では、象牙はもちろんでありまされども、我が国のイルカ漁あるいは鯨、そのほかマグロやウナギ、海洋国家としてはいろいろな海洋資源について、さまざまな議論がされるというふうに思ひますけれども、同時に、特定の考え方を持った海外NGOの皆さん方も相当ピンポイントで批判なり問題の指摘をされてくるだろ

うというふうに思つております。そのことによつて、我が国の伝統的な、文化的背景のあるそうしたものが攻撃をされるという

のは、なかなか厳しいものがあるかなというふう

に思つておりますので、そういう意味では、しっかりと事前の対話も含めた情報公開、適切な説明、こうしたものを繰り返していただくことを強くお願いをさせていただきまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、富田茂之さん。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。きょうは、時間を十五分いただきましたので、高レベル放射性廃棄物の最終処分場問題について、何点かお尋ねをしたいと思います。

実は昨年の三月十八日のこの委員会、スウェーデンの例を引きまして、当時の宮沢大臣に何点か御質問をさせていただきました。その際、宮沢大臣は、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定問題に關しまして、選定方法について政策の見直しを行つてゐるということとで三points述べられておりました。

地層処分を前提に取り組みを進めつつ、将来世代に再選択の可能性を残すんだ。そして二点目として、これまでのいわゆる手挙げ方式から転換して、科学的有望地を提示していく。そして三番目として、全国的な理解活動や自治体との丁寧な対話を重ねていくというふうに表明をされて、その後、経産省、エネ庁の方で、全国で説明会等を開いていただいております。

このゴールデンウィーク前に、四月二十七日付の毎日新聞ですが、佐賀県の岸本英雄玄海町長のインタビュー記事が朝刊一面の左側にほとんど載つておりました。具体的には二面に中身が書いてあったんですが、びっくりしました。二面にかなり詳しく載つてた町長の発言を何点か御紹介させていただきますと思うんです。

記者さんの高レベル放射性廃棄物の最終処分場を受け入れる考えはという質問に対して、町長はこんなふうに答へられております。「選択肢の一つ。受け入れを考へるようになったのは二〇一三年にスウェーデンの（最終処分場（候補地）を見

に行き、これならば日本の技術なら造ることができ、国内にも造るべきだとひそかに思っていました。町内には処分場を造るだけの面積が足りない可能性があると考え、昨年十二月議会でも、そう答えていたが、国内に必要なものは必要だ。」と非常に明確に答えられておりました。

この最終処分場候補地というのは、スウェーデン・オスカーシヤム自治体のエスポ岩盤研究所のことを指していると思うんですが、私も、今民進党に所属されておられますが、増子輝彦参議院議員と二〇一三年、この町長と同じ年です、九月十八日にこのエスポ岩盤研究所、五百メートルの地下まで潜らせていただきまして、ずっと回ってまいりました。

高木副大臣もこのゴールデンウィークに行かれたということで、後で御質問させていただきたいと思うんです。

町長さんは、続いてこんなふうに答えられていらっしゃるんですね。経済産業省の作業部会が今月、海底地下建設について技術的可能性があるというふうな報告書を出したけれども、どうだろうか。これに対して、「考え方が前向きになる影響はある。世界にはそれほど深くはない。そういう意味では技術的には可能かなという気はしている。現時点で手を挙げて応募するつもりはないが、東日本大震災の前から議会と非公式に議論してきて私と同じ考えが広がっていると思う。」とまで言われています。

記者さんの方から、政府の方では年内に処分場の科学的適地をマップで公表する予定だがと問われて、町長さんはこんなふうに答えています。「玄海地域は適地になるだろう。問題は住民の理解が得られるか。こちらが覚悟を決め、住民に説明しなければならぬ。町民の中からは処分場に賛同を得られるかという声もある。だが町全体で賛同を得られるか分からない。マップが公表されてから住民の説明会というスケジュールになるだろう。」とまで述べられております。

そして、記者さんの方から、熊本地震があつ

て、活断層の影響が想定を超えるという懸念もあるじゃないかというふうに量みかけられたんですが、それに対して、「まったくないとは言えないが、玄海町の場合は大きな岩盤が地下を占めている。実際に熊本地震で震度二から三だった。また過去千五百年くらい津波が来た形跡がまったくない。未知の断層についても国が調べ、ないとしている。玄海に大きな地震が来ることはないだろう。」というふうに言われています。

そして、今全国で処分場の説明会が開かれているが、昨年五月に佐賀市でも開催されているけれどもというふうに問いかけられて、「玄海町を含む(佐賀県北西部の)唐津地域で説明会があれば当然聞かに行くつもり。町内は土地が狭く、海岸に砂浜がないが、それでも処分場を造ることができると。もう少し国の説明を聞き、細かい相談ができることが前提条件だろう。」と言われている。「将来の日本のエネルギー政策をきちんと成り立たせていく責任が立地地域としてあると思っている。」と大変前向きな発言をされて、すばらしいというふうに思うんです。

きょうは、昨年の委員会質疑の際にも使わせていただきました資料一を皆さんの席に配らせていただいております。これは、スウェーデン核燃料・廃棄物管理会社の社長でありますクリストファー・エッカーバークさんが、平成二十六年の五月二十二日に、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する議員連盟の第三回総会に出席してくだされまして、わざわざ日本語版の説明資料をつくっていただきました。昨年配らせていただいたんですが、これをちょっとごらんになっていたんだと思います。

一ページめくっていただきました二ページ目、下の方にオスカーシヤム、このエスポ岩盤研究所があるオスカーシヤムが書いてありまして、実際の処分場建設予定地は上のフォルスマルクに決まったんですね。オスカーシヤムも適地なんです、それよりもさらにいい場所が見つかったということ、最終的にはフォルスマルクに決まっ

て、活断層の影響が想定を超えるという懸念もあるじゃないかというふうに量みかけられたんですが、それに対して、「まったくないとは言えないが、玄海町の場合は大きな岩盤が地下を占めている。実際に熊本地震で震度二から三だった。また過去千五百年くらい津波が来た形跡がまったくない。未知の断層についても国が調べ、ないとしている。玄海に大きな地震が来ることはないだろう。」というふうに言われています。

そして、七ページの真ん中の図に、エスポ岩盤研究所、地下にこういう坑道がありますよというふうな図面が載っております。

もう少しめくっていただきますと、次の八ページが、用地選定の進め方の一般の図なんです、スウェーデンでは、幾つかの地域が途中でファイリビリティ調査で選ばれたんですが、サイト詳細特定調査ではエストハンマルのフォルスマルクに決まっていたという経過が書いてあります。日本は、残念ながら、この地質調査のものと前文獻調査にもまだ入っていないという段階です、これからはさまざまな手続を進めていく必要があります。

その上で、十一ページにちょっと写真がありますが、一般の住民の方の坑道の中に入って、こういうふうになっているところを見せておられます。右側に写っている車は、これも私と増子先生も見させてもらいましたが、これはキャニスターを運搬する車で、一台五億円ぐらいするというような物すごい車でしたけれども、こういうところまで今はスウェーデンでは進んでいるというふうな状況であります。

この資料では、あと残りのページを使って、住民との対話をどういうふうに進めていくか、また、スウェーデンと日本との関係についてもかなり詳細にいろいろ書いていただきました。

高木副大臣は、ゴールデンウィーク中にこの研究所を視察されたというふうに思います。今御説明しましたSKBの知見や現地を視察された経験を踏まえて、岸本玄海町長の発言をどのように受

けとめられているでしょうか。

○高木副大臣 今御指摘いただきましたように、この連休中に、オスカーシヤム、SKBの岩盤研究所を見てまいりました。昨年はフィンランドのオンカロ、そしてフランスのビュールと、富田先生がずっと回られたところも私もずっと見てまいりまして、まず、そこで感じたのは、日本でこれは必ずできる、そういう確信を持ちました。

というのは、やはり地層の問題だけではなくて、土木の技術の問題、特にトンネル技術は日本は世界最高峰でございますから、そういったことを加味すると、これはできるであろう、このように考えられました。

もう一つは、オスカーシヤム、SKBですとお伺いしたのは、住民との対話が大変重要だということ、広報の方がもう三十年もやっておられる。地域の方々も、しっかりとお互いに話し合えることができるような状況をつくる中で、先ほど、一般の方々が地下五百メートルに入っていると言いましたが、そのオスカーシヤムの中学生は、中三になると全員がその岩盤研究所の地下に入られて、その地層をしっかりと自分の目で見て、そういうふうな中で、またその出身の方々がSKBに就職するという流れもあるという、そこまで徹底している。

しかも、私たちがやる説明会というのは、住民集会みたいな、マスで捉えますけれども、一対一を含めた、さまざまな角度で対話を繰り返している、こういうことを伺いました。

そういった中で、玄海町長がインタビューを受けたということを、これは私も読んで、えっと思いましたが、事務方の方で再度玄海町に問い合わせたところ、みずから積極的に誘致するという考えはないが、最終処分の問題は国のエネルギー政策を考える上で非常に重要な問題だ、したがって、将来的に国から話が来れば話を聞く用意はある、その際に町民や議会の意見をよく聞く必要がある、難しい話だと考えている、こういうふうにおっしゃったのであります。

そういったことを考えますと、やはり住民の皆様方にどう御理解を得るかというのが大変重要であり、これは、国はもちろん、当事者であるNUMOもしっかりと体制を整えてやっていくということが必要であろう。役所も、またNUMOも、すぐに部署が二年ごとにかわつてしまう、こういうような流れでは、この最終処分はできない。

もう一つ申し上げたいのは、きょう、この委員の先生方も、中には原発に対して反対の方もいらっしゃると思います。賛成の方も反対の方も、いずれにしても、今現在、原子力発電所が日本にあつて、その燃料は最終的に処分をしなければいけないという問題で、この問題については、原発を推進しようが、原発に反対しようが、私たちがやらなければいけない問題だということをどうか委員の皆様方も御理解をいただいて、一緒に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。（発言する者あり）

○富田委員 いち答弁だと後ろから出ておりますが、私もそのとおりだと思います。町長の発言を聞いていても、やはり、現場を見るとということ、町民の理解をどうやって得ていくか。本人が、覚悟を持って町民の皆さんの理解を得たいというふうに言われています。また議会でも、ずっとそういうふうに勉強を重ねてきたというふうな経過もあるようです。

残念ながら、日本では、二〇〇七年に、高知県の東洋町の町長さんが手を挙げようとして、その後の選挙の争点になってしまつて話が立ち消えになつてしまいました。

そういうふうにならないように、こういうふうに通海町の町長さんが関心を示してくれる、これは大事なことだと思ふんですね。これを、今高木副大臣が言われたように、全国的な議論につなげていかなきゃいけないというふうに思ふんですが、林大臣はどのように感じているのでしょうか。

○林国務大臣 高木副大臣から答弁がありました

けれども、まさしく同感でございます。今富田先生から御指摘があつたように、東洋町にしましては、NUMOの全国公募にに応じて、そして町内外の議論を経て、結局取り下げるということになつたわけでありませうけれども、こゝは住民理解がまず先だろつたということだと思つておりまして、住民の理解よりも自治体の判断が進行してしまつた一つの例ではないだろうかというふうに感じます。

これからは、まず国民や地域の方々と対話を丁寧に重ねて、処分の重要性、安全性など、やはり住民に理解を深めていただくことに注力をしてまいりたいというふうに思つておりまして、そういう積み重ねをもつて進めることが大事だろうというふうに感じております。

○富田委員 先ほど高木副大臣の方からNUMOが二年でかわつちやうのもよくないというふうな話がありましたけれども、このエスロ岩盤研究所でいろいろな坑道を各国に提供しているといつて、NUMOにもこの坑道を使つてもらいたいみたいな話もあつたんですね。

そういう意味で、日本もかなりのところまで行けると思ふんです。ぜひ経産省、エネルギーを挙げてNUMOをバックアップして、国民の理解を進めていくように活動をしていただきたいというふうに思ひます。

第四次産業革命について質問しようと思つて、柳瀬局長、糟谷局長にお出ましたので、また次の機会にしたいと思ひます。

○高木委員長 次は、近藤洋介さん。

○近藤洋介委員 おはようございます。民進党の近藤洋介でございます。

先ほど富田先生と高木副大臣、また林大臣の質疑を聞いておつて、私も全く同感でございます。やはり最終処分の議論というのは、いずれにしても、国民の広い理解というのが不可欠でありまして、同時に、先ほどの御答弁にもございました

ように、原子力発電所の稼働、再稼働の立場を超えて、少なくとも過去の使用済み燃料というのが、ある以上、それはやはり国家の責任として逃げるわけにはいきませうし、責任を持った対応が必要であるということ。

加えて申し上げると、この議論の中で、我々国会というか議会も、役所任せにせず、よい意味でしっかりとかわつていくことも重要であらうと思ふわけでありませう。このことをまず冒頭申し上げて、早速質問に移りたいと思ひます。

私からは、きょうは一般質疑の機会をいただきましたので、幾つか最近の状況についてお伺いしたいと思ふのです。

まずは、九州、熊本県の震災復興の対応についてお伺いをしたい、このように思ひます。

委員長のお許しを得て、資料配付をさせていただきます。

この資料にはございませんが、震災の発生から一カ月が経過しようとしております。電力、ガスについては、それぞれ民間事業者の方々の懸命の努力で復旧をされた。電力については非常に素早い復旧。しかも、今回大変特筆すべきは、ガスは予想以上に早かつたことだらう、こう思ひます。大変素早い対応をされた、このように思ひます。ただ一方で、まだ被災をされた方々は多くいらつしやる、こういうことであらうかと思ひます。

そこで、経産大臣にお伺いしたいわけでありませうけれども、熊本県を中心とする被災地の産業界、とりわけ中小企業の方々に現時点でどのような影響が出ていると経済産業省では分析をされているのか、まず端的に御答弁をただけませうでしょうか。

○豊永政府参考人 お答え申し上げます。

経産省では、震災後速やかに現地に職員を派遣し、また滞在させ、情報収集を行いますとともに、政府系金融機関や商工会、商工会議所に特別相談窓口を設置し、被災した事業者の相談に応じたいと思ひます。

産業についてでございますけれども、自動車部品から電機、電子といった製造業、また、ホテル、百貨店といったサービス業、それから商店街といったところまで、大小を問わず被害があると承知しております。

とりわけ中小企業につきましては、五月十二日、昨日の時点で特別相談窓口へ寄せられた件数で見ますと、熊本県で三千九百二十六、大分県で三百十六、合わせて四千二百四十二件の相談をいただいております。

この相談の中心でございますけれども、約七割が政府系金融機関に寄せられている資金繰りの相談と承知してございますけれども、これ以外にも、災害復旧に係る建屋や設備に対する補助、それから雇用の維持のための助成、罹災証明の早期の発給、それから観光業の風評被害に伴う予約のキャンセルに対する支援といった幅広い相談が参つておりました。幅広い業種、また規模の大小を問わず、さまざまな影響が出ていると承知してございます。

○近藤（洋）委員 今長官から御答弁があつたように、やはり中小企業の相談が非常に多いということでございます。

自動車産業を中心とする被災については、一定程度復旧が進んでいるという報道はされておりますが、商店街を含めた中小企業、店舗の被害、または工場の建屋の状況というのは、まだ非常に心配な部分が多いわけでありませう。

こうした中で、本日の閣議で補正予算七千七百八十億円が決定されたと伺つております。本日の衆議院本会議でこの議論が始まりまして、我々民進党としても、この震災復興についてはきつちり協力をするという観点から、本日から、また月曜日の予算委員会で議論が始まる、こういうことでもあります。

七千億円分は予備費での計上、こう承知しております。率直に言つて、この計上の仕方というのはいろいろ議論のあるところかと思ひます。この計上の仕方は予算委員会でみっちり議論させ

ていただくことにして、いずれにしろ、道路の復旧といった公共事業費は当然としても、先ほど長官から御答弁があったように、中小企業の実態を踏まえて、やはり中小企業への支援が極めて重要であらう、こう思われます。

資金繰りの相談が多かったという現状も踏まえてありますけれども、経済産業省として、恐らく信用保証の拡充といったことが予想されるわけでありますけれども、具体的に大臣としてはどのような対策予算を計上するおつもりなのか。これは、予備費として枠はとっているわけでありまして、具体的な積み上げはこれから各省において財務省と折衝して決定していく、こういう運びだと聞いておりますけれども、具体的にどういった中身を対策費として予定をされているのか、御答弁をいただけますか。

○林国務大臣 まず、中小企業の復旧支援などに充てるのが大事だということから、二十八年度補正予算案に予備費を計上しているわけでありまして、けれども、その予備費を活用いたしまして、まず金融支援、そして、工場あるいは商店あるいは旅館などの設備や施設の復旧支援を含めまして、どのような支援を実施していくか、被害状況を踏まえて、早急に検討してまいりたいと思っております。

この補正予算の成立後、速やかに支援策を実施できるよう、今事務方に調整を指示しているところでございます。

○近藤(洋)委員 全部をとら申上げませんが、やはり予備費の議論がこれから国会でされるわけでありまして、予算というのは、極めて国民の血税の使い道でありますから、つかみ金でよし、こういうわけにはなかなかいかないというのは御理解いただけるかと思うんですね、我々国会の立場とすると。

ですから、せめて中小企業対策費として、いつぐらいまでに決定をする。時期は、大体経済産業省として、これはそれぞれ閣議決定で中身を今後決めていける、補正予算の予備費が決まり次第、予備費の総枠が決まり次第、それぞれの対応は閣議決定で決められる、こういうスケジュールだと思います。

少なくとも今月中には、特に中小企業対策費といたのは急がれるんだろう、こう思いますし、具体的には、例えば信用保証の枠というのは大体どれぐらいの規模を想定されているのか。数百億程度なのか。そんな規模ではないのか。せめていつぐらいの時期を目安にしているのか。

また、東日本大震災のときには、我々は、当時は旧民主党政権でありましたが、例えばグループ補助金といったような制度を行いました。こういったことも政府においては検討されておるのかどうか。この辺も含めて、具体策を御答弁いただけますでしょうか。

○林国務大臣 このたびの地震で、熊本県や大分県から、特に宿泊施設の被害、つまり観光産業に相当なダメージがあって、ゴールデンウィークの宿泊予約のキャンセルがほとんど相次いだということ、観光産業にかかわる事業者の方々は大変苦しいというように承知しているところでございます。

こういう中で、経産省としては、中小企業の資金繰り支援として、一〇〇％別枠で保証するセーフティーネット保証四号、この措置を今講じているところでございます、熊本県はもちろんですけれども、大分県なども対象にして進めているところでございます。

また、厚労省においても、従業員の休業などを助成する雇用調整助成金の助成率の引き上げ、あるいはその支給要件を緩和するなどの支援を今検討しているというふう聞いてございます。

また、観光シーズンに向けて、可能な限り観光客を呼び戻すということが重要でありますから、そういった意味においても、しっかりと進めていきたいと思っております。

私としては、中小企業対策、観光対策、この二つを重点として考えておりまして、まず、中小企業に対する金融支援と設備に対する復旧支援で調

整を進めたいと思っておりますし、観光対策に関しましては、例のプレミアム旅行券の発行や国内外へのPRなどについて、観光庁と連携して調整を進めてまいりたいと思っております。

○近藤(洋)委員 幾つかの案がある、こういうお話でございました。

いつまでに、遅くともいつまでに、連休、確かに相当キャンセルが出たという話を伺っております。かつ、熊本、大分、これは深刻でありますけれども、宮崎の友人に聞くと、宮崎はほとんど被害がないわけでありまして、相当キャンセルが出ています。特に修学旅行などはかなり被害を受けた、こういう話も聞いております。ですから、特に観光関係は、恐らく九州全体にわたっているんだろう、これは相当想像できます。

そうなる、まずは資金繰り、こういうことになりまして、これは早く手を打たないといけない、こういうことだろうと思っておりますので、遅くとも月内には、資金繰りの話などというのは枠をかち取って安心感を与えるということが必要かと思えます。最低、遅くとも月内には決まないと話にならないと思いますが、いかがですか。

○林国務大臣 修学旅行のキャンセルは九州全土に及んでいるということでありまして、今先生の御指摘のとおり、可及的速やかに対応しなければというふうに思っております。

○近藤(洋)委員 ぜひ素早い対応をお願いしたい、こう思います。

やはり観光の風評被害というのは本当に気の毒な話でありまして、これは他人事ではないといひましようか、東日本大震災の風評被害は、私の地元山形県はいまだにこの風評被害から立ち直っていないという気がしているわけでありまして、特に九州もそうでしょうし、これは修学旅行も深刻なんです、やはり海外からのお客様、九州も恐らく台湾、韓国からのお客様が特に多い、こう思うわけですが、東北地方などは、それこそ原発事故の影響で、韓国なり台湾のお客様

さんがまだ復活できていない、こういう状況で苦しんでおるわけでありまして。

ここは要望しておきたいと思いますが、日本は、現実として、やはり地震の多い国であることは間違いありません。しかし、地震は多いけれども、きっちりとした安全対策がとれている国である。したがって、海外から来られても安全である。素早い対応ができるのである。例えば電気がすぐ復旧するとか、さまざまな安全PRを、国を挙げてしっかりと、地震列島であることを前提にした対外的な発信を、これは経済産業省も知恵を出して、観光庁なり外務省と一緒に連携をして仕組みをつくっていただきたい。このことを要望したい、このように思います。

続いて、ちよつと話題はかわるんですが、先ほども議論になりましたが、三菱自動車工業の話を伺いたいと思ひます。

三菱自工、私も、実は三菱の車は、昔は憧れの車でございます、今も嫌いじゃないんですが、高級車は、もちろん、トヨタのセンチュリー、クラウンということでありましたけれども、私のイメージはデボネアという車種が高級車のイメージでありまして、これは社長さんの車というイメージなんです。いつかはデボネア、こういう思いで、高校生とか大学生のころ見ておったわけです。残念ながら、デボネアに乗る機会は恐らくないと思うわけですが、それだけ日本の、ある意味でフラッグシップというか、立派な車をつくっていたメーカーだ、こう思っておったわけでありまして。

しかし、この三菱自工でありますけれども、三度目なんです。二〇〇〇年、そして二〇〇四年に続いた不祥事。前回二回はリコール隠しであります。そして、今回はデータの不正申請、こういうことでありますが、大きな不正は、二〇〇〇年代に入ってから三回目ということでありまして。

配付資料の一枚目に、今回の不祥事に係る経緯ということで国土交通省の資料を添付させてい

ただいておりますけれども、道路運送法上の違反調査については国交省が調査中であります。事案については、軽自動車四車種に関する不正についてはもう既に会社側も認めております。まず、このことは、消費者に対する大変な裏切り行為であることは間違いないと思います。極めて残念であります。

大臣に、まず冒頭、改めて伺います。

日本を代表する三菱グループ、日本の代表的な企業グループであります。この企業グループに属する自動車メーカーでこのような大きな不祥事が三回も続いたということについて、所管する大臣として、どのように受けとめていらっしゃるのかというのが第一点。

そして第二点は、経済産業省所管の法案もあろうかと思うんですね。省エネ法違反のケースもあるのではないかと。もちろん、国交省所管の法律の問題点もあるんですが、経済産業省の法案の違反もあるかと思うんです。例えば省エネ法、例えば不正競争防止法はどうなのか。これは明らかに不正競争を図ったと私は個人的に思うわけですが、これはどうなのか。これは経済産業省が直接所管ではありませんけれども、不当表示であれば、そうした表示関係の問題もあるわけでありまして、これはあらゆる角度から、この不正事案、どういう法的な問題があるのか、経済産業省所管としてどのような状況にあるのか、どのようなチェックを今されているのか。

まず、日本を代表する企業グループでこのような三度にわたる不祥事が起きたことに対する受けとめと、現在の調査状況についてお答えください。

○林国務大臣 今回の三菱自動車の不正は先生御指摘のとおりでございます。ユーザーの信頼を裏切ると同時に、取引先などにも影響を及ぼすものでありまして、まことに遺憾でございます。こうした不正は、もう二度起こしているんですけれども、起こしてはならないというように考えております。

また、三菱自動車は、徹底した原因の究明を行い、再発防止につなげる必要があるというふうに考えておりまして、現在不正の全容解明が進められていくわけでありまして、法令違反には厳正に対処いたしますし、また、再発防止に向け、どういった対応が必要か、国交省を初め、関係省庁とよく議論してまいりたいと思っております。

また、昨日、三菱自動車と日産自動車との提携が公表されました。これによりまして、再発防止に向けたしっかりとした体制の構築が進むことを期待したいと思っております。

省エネ法の規制でありますけれども、これは国交省と共管になっておりまして、現在、三菱自動車と燃費に不正があったとされる軽自動車四車種につきまして、国交省において燃費の確認試験を実施しております。六月中に取りまとめるものと承知しております。この確認試験の結果を踏まえて、燃費値の不適切な表示や虚偽報告がなかったかを精査いたしまして、これに対する省エネ法上の措置あるいは再発防止策の検討などについて、国交省と連携しつつ、適切に対応してまいりたいと思っております。

また、昨日、三菱自動車と日産自動車との提携が公表されました。これによりまして、再発防止に向けたしっかりとした体制の構築が進むことを期待したいと思っております。

なお、不正競争防止法では、不正の目的をもって品質や内容等について誤認させるような表示をした場合について、刑事罰の対象としております。起訴や罰則適用の判断については警察や司法においてなされるものでございまして、経済産業省としては、個別事案についての現時点でのコメントは差し控えたと思っております。

また、昨日、三菱自動車と日産自動車との提携が公表されました。これによりまして、再発防止に向けたしっかりとした体制の構築が進むことを期待したいと思っております。

○近藤洋委員 これは事務方でも結構なんですけれども、不正競争防止法上、コメントは差し控えるというのは結構なんです。要するに、対象となることは、法令的には排除しないということ。これは、答えられる方はいらつしやいますか。

また、昨日、三菱自動車と日産自動車との提携が公表されました。これによりまして、再発防止に向けたしっかりとした体制の構築が進むことを期待したいと思っております。

○中山政府参考人 お答え申し上げます。不正競争防止法上、今大臣から答弁差し上げますが、

また、昨日、三菱自動車と日産自動車との提携が公表されました。これによりまして、再発防止に向けたしっかりとした体制の構築が進むことを期待したいと思っております。

かしながら、企業の体質としては問題だと言わざるを得ないんですが、自動車メーカーというのは多くの方々がかわつていくわけですね。主力工場である水島の軽自動車の生産ラインというのは今とまっている、休止している、こういうことであります。この三菱自動車工業と取引のある中規模、小規模の企業も、岡山県に限らず、多くあると予想されるわけでありまして。

一昨日も県知事が経済産業省に來られた、こういうふうな話を伺っておりますけれども、やはり地元産業界にとつては大変な影響でしょうし、地元に限らず、取引先にとつてみますと、これは天災というか、人災ですけれども、それに遭つたようなものであります。取引先の中小企業なり孫請、下請にとつてみると、大変気の毒な話だと思ふんですね。

したがって、これは何らかの、他方で罪のない中小企業、取引先企業には、ここは経済産業省としての対応が必要だろう、こう思うわけでありまして。

二ページ目に、セーフティネット保証二号というものの資料を出させていただいております。こちらは、例えば、これは信用保証協会が通常の保証とは別枠で一〇〇％保証するセーフティネット保証二号というものでありますけれども、過去においても、まさに三菱自動車工業の、前回の不祥事の際にも適用をされておるわけでありまして、この二号を適用する状況に至っているのではないかと、このように思うわけでありまして、大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 昨日、三菱自動車と日産自動車とが資本提携を進める方向で合意したということでありまして、今般の三菱自動車による不正について、再発防止に向けたしっかりとした体制をつくつてもらふ、そして、我が国自動車産業の競争力の強化、地域経済、雇用への貢献などを初めとして、最大限の効果を上げることを期待しているところでございます。

今回の不正を受けまして、経済産業省としては、取

引先企業などへの影響を把握するため、職員を岡山県に派遣して、ヒアリングや、あるいはまた倉敷市等と連携したアンケート調査なども進めているところでございます。

今委員からのお話もございましたが、一昨日、岡山県知事から我が省の北村政務官に御要望いただいたわけですが、三菱自動車と取引関係がある全国の中小企業への資金繰りを支援するセーフティネット保証二号につきましては、現在進めている調査結果を踏まえまして、必要と認められればできるだけ早く適用するというようにしたいと思っております。

いずれにいたしましても、三菱自動車の取引先中小企業への資金繰り支援に万全を期してまいります。

○近藤(洋)委員 大臣、ぜひこは、三菱自動車工業の経営の体質改善、これはしつかりチェックをする、と同時に、やはりある意味で人災に遭ってしまった中小企業への対応については万全を期していただきたい、このように思います。

さて、自動車産業をめぐる経営環境というのはことしになって大変大きく変化をしているわけがあります。一昨日でしょうか、記者会見、決算発表といましようか見通しを発表されたトヨタ自動車、豊田章男社長は、ことしに入ってから大きく潮目が変わった、こういう発言をされております。その言葉のとおり、今期は何と、本業のもうけを示す営業利益が大幅に減って、四割も減るといふ見通しを立てているわけですね。この理由は、要するに円安のメリットが剥がれたということでありまして。要するに輸出環境が悪化している。年初から円安が進んだ結果、円・ドル、また円・ユーロ、それぞれでありますけれども、為替の要因で、何と九千三百五十億円、これはトヨタ一社でありますけれども、これだけ減益する。これは大変なことでありまして。

トヨタの場合は、今期のドル・円の為替レートの想定は、前期と比べて十五円四角の百五円と想定しております。仮にドル・円が百五円となった

場合、日本の経済の成長に全体としてかなりのマイナス、このようになると私も考えますが、大臣の御認識はいかがですか。

○林国務大臣 為替レートの特定の水準、例えば一ドル百五円、あるいはまた各企業が決算などで発表をしている想定為替レートについて、政府として評価を述べることは適当ではないと思ひますし、そこは答弁は差し控えたいと思ひます。

もつとも、一般的に、為替の円高方向への推移は輸出産業の収益を押し下げるところから、経済の好循環に影響を与えるおそれがございます。

また他方、円高は輸入製品の価格が下がります。それによつて家計の購買力が上がりまして、企業の原材料費が低減したりするなどプラス効果もござります。円高が及ぼす全体的な影響を一概に申し上げることは難しいというふうに考えております。

このため、為替レートの動向やそれが及ぼす影響について、しつかりと注視していきたいと存じます。

いずれにしても、為替を含めた外部環境が変化していく中で、日本企業が競争力のある製品を不断に生み出し、しつかりと稼いでいくということが大事だろうというふうに思ひます。

経産省としては、日本企業の稼ぐ力を強化すべく、イノベーション創出に向けた研究開発の促進、中小企業の生産性向上への支援、こういったことで成長戦略の強化にしっかりと取り組んでまいりたいと思ひております。

○近藤(洋)委員 大臣、それは公式答弁としてはよくわかるんですが、私が聞きたいのは、あれだけ稼いでいたトヨタが、為替がこれだけ変わる、円が十五円変わっただけで九千三百五十億円もうけが吹き飛んでいる。社長みずから、潮目が変わった、こう発言しているわけですね。これはやはり大きいと思ひますね。

何となれば、これは一つの例ですけども、トヨタは、販売台数はふえているわけですよ。いい

ものは出しているわけですが、そこそこ。そこそこというか、いいものは出しているわけですよ。いいものは出している、いい製品は出しているから販売台数はふえているけれども、やはり十五円レートの変わると、これだけダメージを受ける。四割もうけが減るんです。しかも、この一年間は円安だったわけですが、黒田効果もあって、日本銀行の黒田バズーカで。

ここまで来ると、百五円という水準が一年間続くとするのは、やはり日本経済にとつてよいことではないという危機感はお持ちではないですか、こういうことなんです。水準のことは言いませんけれども、この傾向は、経済産業省としては、もうちょっと危機感を持たれた方がいいと思ひます。いかがでしょうか。

○林国務大臣 そういった意味での危機感には共有したいと思ひておりますけれども、いずれにしても、為替レートの推移やその影響については、しつかりと注視していく必要があると思ひます。経産省としては、日本企業が稼ぐ力を向上させるべく、成長戦略の強化に全力を挙げてまいりたいと思ひます。

○近藤(洋)委員 為替については、直接の担当は財務省なんですね。財務大臣は結構危機感を持っているんですよ、麻生さんは。

四ページ目、これは五月九日の決算委員会の議事録なんですけれども、ここでは、麻生大臣は、この数日間、連休中進んだ円高について、参議院においても相当な口先介入を行われております。要は、この議事録というのは、米政府が日本政府を為替の監視リストに指定されたこと。

その一ページ目、三ページ目ですけども、米財務省の為替報告書。四月二十九日、米財務省が為替報告書を公表しました。ここに監視リストというのを発表しました。今回初めて、本邦初であります。中国、日本、韓国、ドイツ、台湾、この五カ国・地域を発表、監視リストに指定したわけがあります。要するに国として指定をしたわけでありまして。この為替監視リストに指定をして、もし

これが全て、これは監視リストですから、さらに監視リストによる三つの要件を全て満たした場合に為替操作国と指定される、こういうことであるんですが、為替操作国に指定された場合は、米政府は必要な対応をとるといったスキームであります。

この内容について麻生財務大臣は五月九日の参議院決算委員会であつて、こう答えていらつしやいます。最初の線を引いている、四ページ目ですが、リストを挙げられた単なる評価結果にすぎぬのですから、何ということはないと基本的にはそう思ひております。何ということはないなというのとはかなり大胆な発言でありまして、これは何ということはあるんですけれども、何ということはないと答弁をされた。これは麻生さんらしい発言だな、こう思ひております。また、為替政策は往々にして制約を受けるというわけでもありません、このように御発言をされております。

そこで伺ひたいのですけれども、財務省、日本政府が為替監視リストに入つたことの意味合ひというのを、実際政府としてはどのように受けていてらつしやるのか、また、このことによつて制約を受けることではないということよろしいのでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えを申し上げます。米国の為替報告書の監視リストについての御質問でございますけれども、これはあくまで、経常収支黒字額でありますとか対米貿易黒字額でありますとか、そういったデータに基づいて設けられて機械的に評価をしたという結果にすぎません。したがひまして、これによつて、米国の日本の為替政策を不当と考へておりますとか、米国の日本に対して何らかの行動をとるといったことを意味するものではないというふうに理解しております。日本の為替政策が制約をされるものではないというふうに考へております。

○近藤(洋)委員 確かに、一見それはそれとおりなんですけれども、では、伺ひたいと思ひます

が、この三ページ目、まさにこの三つの要因がなければ為替操作国とは認定しない、こういうことなんです。一つは対米黒字の額、対米経常収支のGDP比率、そして為替介入額、GDP比の二%を超えるものを継続的に一方的な介入を行っているか、この三つの要件が満たされればこれは為替操作国だ、こういうふうな認定する、こういうスキームですね。認定をされたら、米国政府は必要な措置を行う。これは、新たに制定をされた米貿易促進法に基づいて必要な対処をとられるわけでありまして。

では、まず日本でありますけれども、この三ページ目に書いていっているとおり、対米貿易黒字が年間二百億ドル超かどうかというのは、これは六百八十六億ドルありますから大幅に超過している。経常黒字は三・三%ですから、これも超過している。問題は介入ですけれども、これはゼロ、こういうことであります。過去、二〇〇〇年以降、GDPの二%を超える介入を、すなわち十兆円ですが、十兆円を超える介入を行ったケースはたしかあると思うんですが、いつでしたか、お答えいただけますか。また、どのような理由によるものですか。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

米国の為替報告書におきまして、確かに年間での外貨取得額がGDP比で二%を超えるかどうかというのが基準として挙げられてございまして、年間で日本の介入額が十兆円を超えた年につきましては、二〇〇〇年以降で、二〇〇三年、二〇〇四年、二〇〇一年が該当いたします。

そのうち、二〇〇三年、二〇〇四年当時の介入の要因でございますけれども、まず、二〇〇一年の同時多発テロ以降のテロ懸念の継続、それから、二〇〇三年のイラク戦争といった地政学的リスクの高まりを背景として円買いが進んだということが指摘されます。

それから、二〇〇一年でございますけれども、これは東日本震災を契機といたしまして円買いが進んだということが指摘されています。

○近藤洋委員 当時、我々は政権におりましたから、私が記憶に新しいのは二〇〇一年、安住財務大臣のときの十一月の大型介入というのが、あれは数日間であつた十兆円規模の介入をした記憶があるんです。大変大きな介入をした。

要するに、十兆円ぐらいの介入というのは、変な話ですけども、一カ月もあればそれぐらいの介入は、やろうと思えば財務省はやるんですからね。ですから、大した額じゃないんです、はつきり言つて。問題は、継続的にという要件があるから、十二カ月のうち八カ月連続で介入をし続ければ継続的に。ただ、GDPの二%という上限は、あつという間に超える額だということなんです。

ですから、何を言いたいかというと、この三番目の要件も、場合によってはすぐ超える可能性が起き得るということなんです。私は、為替報告書における三要件を満たす可能性は非常に低いと思うんです。

そこで、ちょっと確認したいんですけれども、財務省は、麻生大臣、これは立派な答弁をされていられると思うんですが、この四ページの下で、急激に変動が起きるといふことは、これは貿易政策上も経済政策上も財政政策上もいろいろな意味で影響が出ますので、こういったものは望ましくないという立場でございまして、こういったことをやる場合には、我々としては当然介入する用意はありますということをお願いする。明確におっしゃっていますね、断固介入すると。

その前段のところでは、実はこの数日間の動きのことを言っているんです。この数日間五円動いた。これは結構大きい額ですよということを麻生財務大臣はおっしゃっているんです、この数日間の、この連休中の動きについて。これが続いたら介入するぞということをおっしゃっているんですよ。実は答弁で相当なことをおっしゃっているんです。断固介入するぞということと答弁でおっしゃっているんですが、確認です。

要するに、こういう事態の中で、改めて、財務省は急激な変動に対しては断固介入するわけでは

ね。よろしいんですね。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

個別具体的な為替施策についてはコメントを差し控えていただきたいと思いますけれども、その上で、最近の為替市場について申し上げれば、一方に偏った急激な投機的な動きが見られるというのも事実でございます。

それで、G20の場でも確認されておりますけれども、為替市場における過度の変動や無秩序な動きは経済に悪影響を与えるというものでございまして、投機的な動きが継続することのないよう、為替市場の動向につきましては、私どもとしても緊張感を持って注視して、必要に応じてしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

○近藤洋委員 米国は、今回のこの数日間の動きについて、秩序立った動きだということとコメントしているんですよ。日本は、秩序立っていないというふうに麻生財務大臣は答弁されているわけなんです。やはり米国と日本では全然立場が違うわけですね。

でも、はっきりしているのは、十円、十五円、為替が動けば、平均レートが動けば、トヨタ自動車はあつという間に利益が四割吹き飛ぶ、こういうことなんです。これが日本経済の実態であります。

経産大臣、要は、為替監視リストが公開されると、この為替監視リストに基づいて為替操作国に指定された国は一定の対応をとられるというのは、どういうことに基づいて行われたかといえれば、この二月に施行された米国の貿易促進法という法律に基づくわけですね。これは米国の通商政策の大変大きな部分、変わり目だ、こう思っているわけなんです。相当為替に対してナールパスになり始めた、こういうことだと思っております。

加えて、大臣にお伺いしたいのは、この資料にあるように、TPPでも為替について触れられているわけですね。

五ページ目、環太平洋パートナーシップ協定、TPP交渉と同時並行で進められました環太平洋

パートナーシップ参加国のマクロ経済政策当局間の共同宣言というのがございます。それは五ページ目でございます。

全文を時間もないので読み上げませんが、要は、この共同宣言は、TPP交渉と同時並行で、日本の場合には財務省であります、マクロ政策当局が締結をした共同宣言です。ここには為替政策で協調しましょうということを書いておられますが、はつきりその一番目のところに、「通貨の競争的な切り下げを回避し、競争力を目的として自国の為替レートを誘導しない。」ということを書いているんです。

これは、一見当たり前のことでありますけれども、立場が変われば、米国から見れば日本の円安は明らかに切り下げた、こういうふうに見えるのかもしれないわけですね。だから、為替監視リストに、機械的かもしれないけれども、あえて公表したし、しかも、GDPの二%なんというののはあつという間に超える水準なわけなんです。その目標値も設定したわけでありまして、その上で、米国は必要な措置を二国間交渉でとる、こういうことを、これはTPPとあわせてやっている。しかも、この協定を守らなければいけない、遵守しましょうということもTPP協定の前文に書いてあります。

さて、大臣にお伺いしたいのは、通商担当の大臣として、こういう一連の動き、米国のこの動きは相当日本に対して風当たりが強まっているんじゃないか、私はこう思わざるを得ないわけでありまして。

大統領選でも、共和党候補確実と言われているトランプ氏が、完全に為替操作国について、日本も含めて、中国も含めてですけれども、名指しをされておりますし、またクリントン候補も、通商関係について大変ナールパスになられております。日本を含めた輸出国への政策圧力が非常に強まるといふことが予想されると思いますが、経産大臣の御認識はいかがですか。

○林国務大臣 アメリカの為替報告書の監視リス

トについては、あくまで経常黒字額あるいは対米貿易黒字額などのデータに基準値を設けて機械的に評価した結果にすぎないと思いますし、これによって日本の為替政策が制約されるものではないと思っています。

また、T P P参加国のマクロ経済政策当局による共同宣言に基づいて、マクロ経済に関する政策協調が進められることになったわけでございます。

近年の日米間の貿易関係を見ますと、一九九五年には、アメリカの貿易赤字のうち三七％を日本が占めておりました。これに對しまして、二〇一五年には、この占める割合は九％まで低下しているわけでありまして、かつて日米二国間の貿易摩擦が大きな問題とされたときは状況が異なるものというふうに思います。

アメリカ大統領選挙の候補者の個々の発言についてのコメントは差し控えたいと思いますけれども、国際ルールに基づく自由貿易の推進は、日本経済のみならず、世界経済の成長にとっても重要でございます。引き続き、アメリカとも協調して自由貿易の推進に努力していきたいと考えています。

○近藤(洋)委員 もう時間なので、この議論はまたの機会にぜひ、T P Pについては、秋に特別委員会がまた開かれますし、しっかり経産大臣とも議論したい、私が委員であればT P P特別委員会でもやりたい、こう思います。

はつきりしているのは、確かにアメリカとの貿易の比率は低くなっているかもしれない。ただ、当時のアメリカとは状況が変わったという御答弁でありますけれども、もう一つ変わったのは、アメリカの自由貿易を守ろうという意思も、もしかしたら、これから低下するのかもしれない。

要は、世界経済におけるアメリカの力も、もしかしたら、だんだんというか、現実として落ちている。だとすると、自由貿易を守らなければいけないというそのインセンティブもアメリカの国内で落ちている。しかも大統領選を見ると、そう

いうふうにも思わざるを得ない。クリントン大統領候補の発言もそうであるし、またサンダース民主党候補の発言もそうであるし、トランプ候補の発言もそうである。そういうことを見るにつけ、アメリカの政治が変わろうとしているんじゃないかという危惧を思うわけでありまして。

そこで、大臣、いずれにしろ、為替頼りで、追いついていく数字を上げるというのは限界にきているんじゃないか、こう思わざるを得ないわけでありまして、自動車について言うと、やはり何といつても税制だと思ふんですね。輸出で稼ぐというよりは、これは自動車税制を、ことし重要な局面を迎えますから、車体課税のしつかりした改革というか引き下げをきっちり実行すること、これは極めて重要だと思ふので、お約束ください。頑張ってください。いかがでしょうか。

○林国務大臣 経産省では、ユーザー負担の軽減あるいは簡素化などを図るべく、車体課税の見直しに取り組んでまいりました。

平成二十八年年度与党税制大綱では、「安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に關し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。」と明記されているところでございます。

現在、二十九年度税制改正に向けてまして、自動車税の引き下げ等を含めまして、要望内容の検討を進めております。業界とも議論を行っているところでございまして、さらなるユーザー負担の軽減が実現できるよう、全力で取り組んでまいりたいと思ひます。

○近藤(洋)委員 ぜひ、ここは重要なポイントです。で、我々も提言をしていきたいと思ひます。時間なので、最後の質問です。

租税について言うと、最近、租税回避地の利用実態を暴いたパナマ文書問題が大変問題になっております。日本を含む各国の企業、個人のリストが公開されたわけでありまして。広範囲にわたるものでありますし、分析はこれからでありますけれども、一般論として、租税回避の行き過ぎとい

うのは、税制の不公平感を強め、また不正の温床になるわけでありまして。

こうした事態を招いた要因の一つに、多国籍企業の誘致のため、各国が競って法人税率を引き下げた法人税率引き下げ競争が進んだ結果ではないかといった指摘も有識者にございます。また、企業税制が極めて複雑になっているからこうしたことになったのではないかとといった指摘もございまして。

法人税制にかかわる経済産業省の大臣として、パナマ文書で明らかになった実態をどのように受けとめていらっしゃるか。また、法人税引き下げ競争のマイナスの回避策があれば御提起をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○林国務大臣 いわゆるパナマ文書に記載されている日本の個人や企業名が公表されたことについては承知しております。

一般論としては、過度な租税回避や脱税については問題があるというふうに思っております。この対応をするためには、国際的な制度調和、あるいは課税当局間の情報交換の強化が大事だろうというふうに思います。

これまでもG 20やOECDの場において議論されているというふうに認識しておりますが、これを積み重ねていくことが重要だろうというふうに考えます。

なお、国際的に法人税率の最低水準に合意すれば、御指摘の引き下げ競争を回避することは論理的には可能でございます。しかしながら、企業がシビアナ国際競争に入っているわけでありまして、各国が法人税を含む事業環境整備を精力的に進めておりまして、現実問題として、国際的な合意形成は容易ではないというふうに考えているところでございます。

○近藤(洋)委員 グローバル企業と国家とのかわりというのは、これは恐らく二十一世紀の最大のテーマの一つなんだろう、こう思うわけですね。なかなか大変なテーマであります。しかし、やはりいろいろな矛盾が出てきているのは明

らかであります。

ぜひ経済産業省は、産業の実態を所管する官庁として、税制当局と連携をしながら、どういう仕組みができるのか、国際的な取り組みを含めて研究を深めてもらいたい。

以上を申し上げて、時間ですので質問を終わります。

○高木委員長 次に、升田世喜男さん。

○升田委員 民進党の升田世喜男であります。

きのうも九州、熊本地方の方で震度四の余震があったとニュースを伺っておりますが、今なお、九州、熊本地方またその周辺では余震が続いているわけでありまして、私は、一日も早くその余震がおさまって、そしてその地域に安心と安全が返ってきてほしいなと思っております。政府におかれては、被災された自治体と密に連携をして、そしてきめ細かな対応策で対応してほしい、私はこのように思います。

きょうは一般質疑ということでありますので、私は、東北の経済振興の観点から何点か質疑をさせていただきますと思ひます。

昨年、二〇一五年でありますけれども、爆買いあるいはインバウンドなどが、訪日観光における関連ワードとして流行語となったわけでもあります。

そして、その訪日観光客といいますが外国人の数が、二千百三十五万人ですか、いわゆる二十万人を突破したということで、ぐんぐん日本全体では伸びているんですが、残念ながら東北地方というのは、震災を経て五年がたっているわけでありましてけれども、ようやく、約四十八万人というデータはありますが、五年かけて戻ってきたというのが今の実態であります。

そこで、東北の経済のこれからを考えるときに、やはりインバウンドでもって高めていこうという考えというのは、恐らくこれは共通認識だろうと思ふんですね。安倍総理は、五十万人から三倍の百五十万人にするんだということを公言しております。

そこで、五十万から百五十万人にする、その実現のためにどんな手法で行おうとしているのか、まずこれを冒頭お伺いしたいと思います。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、訪日外国人客が全国的に急増する中、東北地方は昨年ようやく震災前の水準を回復したにとどまっております。このため、政府として、ことしを東北観光復興元年として、これまで以上に力を入れて取り組むこととしてございます。

具体的には、まず、今後五年間で、海外の旅行社、メディアなどを二十人規模で東北に招いて、東北の魅力を大々的に海外に発信いたします。全世界を対象としたデスティネーションキャンペーンとして、東北プロモーションというものを実施いたします。

また、訪日外国人旅行者を地方へ誘客するためには、一つの県だけではなくて、広域での魅力発信が重要であるということで、広域観光周遊ルートというものを設定してございます。このルートに基づきまして、今後、東北のコース上の魅力的な観光資源の磨き上げなどの地域の取り組みを重点的に支援していきたいと考えてございます。

加えまして、ことしの予算におきまして、地域からの発案に基づいて実施する取り組みを支援する新たな交付金制度を設けてございます。これによりまして、体験プログラムなど滞在コンテンツの充実強化、プロモーションの強化、受け入れ環境整備など、こういった支援を行ってまいります。

観光庁として、関係省庁及び自治体との連携を強化して、施策を総動員することで東北の観光復興の実現に全力で取り組んでまいりたいと考えてございます。

○升田委員 通告をしていないんですが、この機会にちょっと確認というか教えてもらいたいことがあるんです。

国内の観光客がその地域に一時泊した場合、おむねどのぐらいの金額を消費するのか。それと比

べて、外国人というよりも中国人がそこに泊まったときにはどのぐらいの消費額かというデータをお持ちでございませうか。

○加藤政府参考人 ちょっと通告いたしておりましたが、国内の観光旅行者に比べて、海外、特に中国の観光客の方が消費額が多いということのデータはございます。

私の記憶が確かであれば、中国の方はたしか二十八万円ぐらいだったのではないかと気がしてございますが、ちょっと確認をして、また後ほど御説明申し上げたいと思います。

○升田委員 通告しないで恐縮です。

中国人は二十八万というのは相当高いなというような感じがしますが、いずれにしても、十四、五万からそのぐらいの数字が出るのでありましょ

う。

では、これも恐縮です、国内の観光客はどうな

んですか。わかりませんか。

○加藤政府参考人 申しわけございません。

ちょっと今手元に資料がございませんので、また後日、お願い申し上げます。

○升田委員 済みません。これは私の記憶でありま

すけれども、二万五千円前後なんです。これは青森県のデータです。地域によっても違うかもしれ

ません。これをなぞお伺いさせていただいたかという

と、日本人が使うお金と中国人のがもう五倍も六倍も七倍も違うということなんです。ですから、東北地方に特に中国人関係を引き張ってこな

いと、東北の経済を元気にしないといけないとい

う、まず数字でそこは知ってほしい。僕は、それはある程度はもう知っているのかな、こう思っ

たであります。

ここで、次にお伺いしたいのは、東北地方の観光について、いわゆるインバウンドも含めてです

が、何をポイントとして売ろうとしているのかというところですね。

私から申し上げさせていただくと、さっき答弁があつたのかもしれませんが、政策の総動員というお言葉がありましたけれども、北海道、東北というのをひとつコンビとして売り出してほしいな

というところもあるんです。その辺も踏まえつつ、何を売りにして東北の観光を高めようとして

いるのかというところをちょっとお答え願いた

い、こう思います。

○加藤政府参考人 お答え申し上げます。

東北のインバウンドの水準が低いことには、今御指摘がありましたように、東北の魅力が十分外

国の方に発信されてこなかったこと、それから東北の中、あるいはその近隣も含めまして、県とか

市町村間の連携が十分でなかったり、あるいは観光客目線での資源の磨き上げが十分でなかった、

こういったような課題があつたのではないかと

いうふうに考えてございます。

このため、まずは、観光庁の方で、東北の基礎的なマーケティング調査というものをを行うという

ふうに考えてございまして、この結果を地域に御提供して共有することによりまして、外国人旅行者を誘致するための取り組みを効率的、効果的に実施していただきたいというふうに思っております。

また、先ほど申し上げました予算の交付金でござい

ますけれども、これも、地域において、外国人目線に立つた取り組み、外国人のニーズを踏まえた観光資源の磨き上げ、こういったものをやって

いこうというふうに考えてございます。

御指摘がありましたように、北海道とか関東とか近隣の地域との連携、こういったことも広域の周遊ルートの中でまた考えてまいりたいと考えて

ございます。

こうした支援を通じまして、東北の魅力の発信、観光資源の磨き上げが外国の方の目線に立つて促進されるということで、東北の観光復興につ

なげていきたいと考えてございます。

○升田委員 ただいまマーケティングの調査を行うという御答弁をいただきましたが、ぜひ、今の答弁の中にもありましたけれども、外国人の目線

でもって詳細にわたる調査をしていただきたい、こう思ふんです。

外国人といったって、アメリカ人もあればヨーロッパの方もあればアジアの方も。それぞれに何を魅力として感じているかというのは違

あるんだらうと私は思います。私の知り得る範囲では、特にアジア関係は、温泉、桜、雪。青森県も相当雪が降るんですが、北海道に負けてしまっ

ている。同じ雪なのに負けているところがある。僕は納得がいけないんですけれども。あと、アジアの方々は、神社仏閣というの何があるらしい

んです。

ですから、私が申し上げさせていただきたいのは、東北は特にアジアが多いわけで、アメリカとオーストラリアが急に何かふえているのは私はど

ういうわけが知りませんが、しかし、いずれにしてもアジア関係というのはこれから伸びていくと思

いますので、そこはさらに詳細に、東北の何に魅力を感

じるのかというところを調査していただ

いて、それを各自自治体におろしていただ

いて、それが経済振興につながる方向で頑張っ

これに加えて、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック開催は、世界じゅうの視線が日本

まず、日本に来たときに、その関連でちよつと近場を観光すると、今度はゆつくり来ようねということであり、ピーターになっていく可能性があまりますから、ただスポーツで終わって、全部がずつと試合に出るわけじゃありませんので、時間のあいっている選手あるいはスポーツ関係者をしっかりと観光に誘導するような促しをしていたきたい、

○星野大臣政務官 お答えいたします。

水素社会の実現に向けては、段階的に取り組みを進めることとしておりまして、足元では、水素利用を飛躍的に拡大させるため、燃料電池の普及を図ることとしております。

とおり、低コスト化が課題であります。

まず、家庭用燃料電池、いわゆるエネファームでございますけれども、このエネファームにつきましては、現在、工事費込みで百四十万円程度の価格となっておりますけれども、二〇二〇年ごろまでに八十万円程度まで引き下げ、七、八年程度で投資回収が可能となるように、メーカーに価格低減を促す補助スキームを導入するなどの取り組みを今行っております。

そして、エネファームについてはこうであります。燃料電池車についても一言だけ言及をさせていただきます。燃料電池車につきましては、量産効果を下支えする導入支援を行うとともに、高効率、高耐久、低コスト化を実現する部品等の技術開発に今取り組んでいるところでございます。経産省にはホンダのクラリティという燃料電池車が納入をされました。私、その一号車を試運転させていただきまして、非常に快適な車だなと。乗っておるのはエネ庁の長官が乗っておりますが、導入の際の試験は私がやらせていただきました。

このように、官民で連携をしながら、燃料電池の低コスト化に向けた取り組みを今後とも力強く進めてまいりたいと考えております。

○升田委員 今答弁の中で自動車のことも触れられましたけれども、そこで、一つ、これもまた指摘というか注文なんです、いわゆる東北地方、地方は、自動車といっても軽自動車、そして第一次産業のことを考えていくと軽トラックなんです。ですから、これはまだ段階があるんでしょうけれども、乗用車はこれまた都会優先でございまして、軽自動車と軽トラックを同じ目線で開発していくんだということをやってもらわないと、これまた都会がよくなった後に地方で、地方がよくなればいけない、来ないとい体何なんだとなる。私は、いろいろな事業がやはりどうしても都会目線であるというところに釈然としな

い。

ですから、車においても、軽自動車と軽トラック

ク。これはなかなか難しいと思いますよ、車としては。だから挑戦のしがいがあるし、これをクリアした場合は地方が活性化しますので、その辺のもし考えがあったら、どうぞ。

○星野大臣政務官 委員の御指摘を正面から重く受けとめて、今後の自動車開発に生かせるように考えてまいりたいというふうに思っております。が、指摘はそのとおりだと思います。

ただ、技術面のことは、私も専門家ではありませんけれども、やはりこれは軽自動車とか軽トラックに燃料電池車のシステムを入れていくというのはそれなりにさまざまな課題があると思いますので、今の御指摘をしっかりと正面から受けとめて、今後の政策に生かしてまいりたいというふうに考えております。

○升田委員 課題の壁は高く厚いだらうけれども、諦めたら前に進みませんので、イノベーションというのはもう可能な限り追求するところから始まっていくと思いますので、ぜひお願いしたいし、答弁に感謝したい、こう思います。

燃料電池のことでコストの面を言いましたが、もう一つの問題もあるんですね。使用期間、いわゆる燃料電池が三十年ぐらい、これは理想中の理想だと思いますが、今は十五年ぐらいもつんでしようか、十年ぐらいなんですか、この辺はどうなんでしょう、お答え願いたいんですけれども。多分二十年もたないと思うんです、今、二十年以上超していくところまでの技術開発をしてくれないと、いわゆる低コストと長期間にわたって使用ができるねというのが一つになったときに家庭用にこれは普及していくということなんですね。

この辺に対するお答えを願いたいと思います。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

少し曖昧なところもございまして、現状でも燃料電池は、家庭用のものですけれども、十年程度は使えるということでありまして、先ほどの答弁にもございました八十万円ほどのコストまで低減できまして大体七年、八年で回収できると

いうことですので、そこまでいけば、十年の耐久性があれば商業的にも成り立ち得るというふうにも思うところでございます。

以上でございます。

○升田委員 十年程度ということですね。八十万だと十年程度でいいということは、年間八万円ですね。

今までよりはコストが安くなるというか、出費が少なくなるのでそれでペイになるよということでありまして、八万円行くかな。私の周りのいわゆる研究している人ですと、やはり五万円から六万円というのが現実的ではないかなということなんですね。そうしますと、八十万円でも十年じゃやはりとんとんにならないんです。

ですから、とにかく、十年ではなくて、まずは早期に十五年、二十年ですね。二十年まで使用できる燃料電池になってくると、また社会に新しい展望が開ける、私はこう確信をしております。

といいますのも、燃料電池のよいところは熱利用ができるということなんです。これは雪国にとって、玄関先に配管をしておくと雪を片づけてもいい。あるいは、住宅のそば、お隣、ここに農地を持つていらっしゃるお方がおると、その熱利用でハウス栽培をやって、小さな所得を得るというチャンスが得られるんです。

ですから、雪の降る地域と、そして農業県にとっては、燃料電池というのは所得の向上になるんですね。なので、家庭用あるいは商業用の定置型の燃料電池に力を入れてくださいというのは、私の思いは、すぐれて東北の事情を勘案して発言させていただいている、こう思っておりますので、ぜひ本当に力を入れてほしい。

なぜこれをこれほどまでに訴えるかというと、ずっとこれに関連するんですけども、我が日本というのは今人口減少です。ことし生まれた子供が成人式、二十になるまでにどのぐらいの人口が減るかというの、一千四百万人です。この一千四百万人というのは、東北、北海道で一千四百五十万人ですから、ちょうどそのぐらいなんです。しか

も、一人人口が減りますと、経済損失というのは百万円と言われている。一千四百万人だと十四兆円なんです。これは相当なんです。

残念なことに、地方から人口減少が始まる。なので、いわゆるオリンピックにしろ、あるいはインバウンドにしろ、あるいは科学技術の燃料電池にしろ、私は、地方、東北というところに恩恵のあるようなところをこの委員会というか国会の場で声を上げていかないと、もうバランスが崩れてしまうなというところが私の思いの中であるので、これは取り上げさせていただいたということなんでございますので、受けとめてほしい、こう思います。

そこで、次に、また関連してもう一点であります。二〇二〇年に東京オリンピックがございまして。私は、このときに、少なくとも、福島県の農産物がここの堂々と提供できる状態にならないといけない、こう思うんです。

ここで福島県の農産物を提供できないとしたら、世界に対して、まだ日本は危ないね、少なくとも福島は危ないね、こういうふうな発信になってしまいます。ぜひ、福島県の農産物をとりわけこのオリンピックでは、より以上、これはえこひいきでも何でもありませんから、現実的なこと、いわゆる日本の安心を世界にPRするため、あるいはとりわけ原発事故で今なお苦しんでいる地域に希望を与えるためにも、二〇二〇年のオリンピックというのは一つの節目にしないといけない、私はこう思います。

ここに対して、これは、この中で一番偉い、思いとしては林大臣、ひとつ御見解を……(富岡副大臣「私でいいですか、文科ですの」と呼ぶ)そうですか。では、どうぞ。

○富岡副大臣 お答えいたします。

委員御指摘のように、東北地方、特に福島を中心とした被災地の復興をアピールするということは、二〇二〇年のオリパラの目的の一つではないかと私たちは考えているわけでございます。したがって、東京大会の選手村等で提供さ

れる食事における被災地の農産物の活用や、大会を通じて被災地の農産物の風評被害を払拭するために、安全、安心のアピールは本場に大事なもの取り組みだと考えております。

二〇二〇年の東京大会に提供される農産物については、組織委員会が調達することになり、今後、関係団体の意見等を踏まえながら、幅広い視点から検討されると聞いております。

したがって、政府としても、大会関係施設における被災地の農産物の提供に向けて、組織委員会等への働きかけを行ってまいりたいと思っております。

さらに、被災地におけるホストタウン構想等がございます。したがって、事前合宿の受け入れや競技種目関連の国際大会の開催などを通じて、被災地の元気な姿を発信することも、風評被害を払拭する絶好の機会になるかと思っております。

したがって、今申しました組織委員会や関係省庁と連携をとりながら、取り組みをさらに進めてまいりたいと思っております。

○升田委員 私、オリンピックと言って、パラリンピックのことを触れていないので、今ちょっと訂正させていただきます。私の言うオリンピックは、パラリンピックも含めてオリンピック、こう思っております。

そこで、これは、政府が直接的に使用しないと言っているのは仕組み上、ルール上できないであろうということとは私も理解をしておりますが、いろいろな会議でそういう空気感という流れに持つていくということは可能な限りできると思っています。今の答弁でもその意向の答弁が出ております。

本場にここが有意義なポイント、転換点だと思いませんか。オリンピック・パラリンピックのときに、ここで日本全体が安全、安心だよというところを発信していくことが重要であるということ、私は再度御指摘させていただきまして、次は、ジェトロの問題について質問させていただきます。まず、日本貿易振興機構、いわゆるジェトロで

ありますが、私は勉強不足で恐縮ですが、この予算的な規模云々、この辺はどうなっているのでしょうか。

○片瀬政府参考人 お答え申し上げます。

ジェトロの事業の柱は四本ございます。対日直接投資の促進、農林水産物、食品の輸出促進、中堅・中小企業等の海外展開支援、それから我が国企業活動や通商政策への貢献ということでございますけれども、そのジェトロの事業運営のために必要な経費として、平成二十八年度におきまして二百三十八億六千万円を交付金として交付しております。

さらに、交付金に加えまして、中小企業の海外展開支援事業あるいは農林水産品の海外展開支援事業、そういった事業を、経産省だけではなく他省庁それから自治体から約五十七億円程度受託しております。

また、ジェトロのさまざまなサービス、そういうものを通じていわゆる自己収入として、三十五億円の収入がございます。

そういうものを合計いたしましたして、平成二十八年度当初予算額ベースでは、約三百三十億円の予算となっております。

○升田委員 金額は聞きました。

それでは、海外展開支援の実績状況についてお尋ねしたい、こう思います。

○片瀬政府参考人 お答え申し上げます。

ジェトロの海外展開支援事業でございますけれども、海外展開というのは、まず各企業の海外戦略の計画段階、取引先を探る段階、それから商談、契約交渉、そういうさまざまな段階があるわけでございますけれども、その各段階におきまして、国内及び国外での相談対応、それから貿易投資に関する情報提供、さらに展示会それから商談会への出展支援、海外バイヤー招聘、それからミッションの派遣、そういう多岐にわたる支援を展開しているところでございます。

実績でございますけれども、平成二十七年度の実績といたしましては、まず、国内の貿易投資相

談件数は年間約九万件実施しておりますところでございます。さらに、実際の海外展開の支援件数は約一万件となっております。こういった支援の結果、実際に成約した契約の件数でございますけれども、約四万件の成約件数になっております。

支援企業の方に、ジェトロのそういう事業についての満足度調査ということを行ってやっておりまして、その満足度評価では九五％を超える評価をいただいておりますけれども、さらなるサービスの向上、事業の充実、こういったものを支援してまいりたいと思っております。

○升田委員 今、TPPという新しい通商交渉のルールが議論されているさなか、今の世界の経済のありようというのを考えていきますと、私は、ジェトロの役割というのは、より以上に重い時代あるいは大きい時代が本場に来たと認識なんでしょうね。

ですから、金額も聞いたというのは、どのぐらいの予算規模を今かけているのかなということを確認したくてお伺いをさせていただきましたが、正直言って、少ないんじゃないかなというふうな思いなんです。

これは、先ほども述べさせていただきました、人口が一千四百万人減るということは需要が減るということ、消費も減るということ、普通でいったら経済が縮小になるということですから、当然、海外の需要を我が国の需要と見るといのは、私も、これを否定する人というのは誰もいないと思います。

では、そこでどの機関がいったら、ジェトロだと思いませんか。なので、経済産業大臣、もつとこれに予算をつけてよろしいんじゃないですか、私はこう思いますよ。

それはどうですかとお伺いしませんが、ただ一方で、例えば私の青森県は農林漁業であります、ジェトロさんにお世話になるんだけれども、最後までこの面倒という、きめ細かくないねという声、意外とあるんですね。

ですから、手をかけてくださったならば最後まで

でしっかりと、四万件という大変な数字はありますけれども、私が聞く範囲においては、途中までは親切な感じが、後は頑張ってちょうだいみたいなところがあった、実はその、後の頑張ってちょうだいのところが一番しんどいんだと。いわゆる、どこに売りに行けばいいの。ルールは教えてもらったが、では、どこに行けばいいの、その先が一番大変なんだというのが現場の声なんです。

ですから、ここはきめ細かに支援するということが必要だと思いますので、その辺に対する考えをちょっとお聞かせください。

○林国務大臣 ジェトロに対して御理解をいただきまして、本場にありがとうございます。しっかりとやっていきたいと思っております。

中小企業白書によれば、輸出を行う中小企業がふえる傾向にありまして、現在、約六千社の中小企業が直接輸出をしております。まだ輸出を行っていないという中小企業の約四割が海外展開に意欲を示しております。

そういう中で、今御指摘のように、中堅・中小企業の海外展開には、現地でのビジネスパートナーをどう探せばいいかわからないとか、あるいは海外ビジネスを担う人材が不足しているとか、そもそもどのように海外展開を進めればいいのかわからないといった課題があるわけでございます。こうしたことに応えるためにきめ細かく支援を行う必要があるという点はまさに先生御指摘のとおりでございます。

そのために、ことしの二月に、ジェトロ、中小機構などの機関の参加を得て、新輸出大国コンソーシアムを設立いたしました。ここでは、商社のOBなど海外ビジネスに精通した専門家を多数採用いたしました。ジェトロに配置いたしました。そして、三月十四日から窓口を開いて支援を開始したところでございます。四千社程度を目標として、中小・中堅企業に對しまして、海外事業計画の策定、そして支援機関の連携の確保、また現地で商談のサポートなどの支援をまさにワン

ストップで行うということにしているところがございます。

新しいチャンスをつかんで外需を獲得できるよう、政策を総動員して中堅・中小企業の支援をしまいたいというふうに考えています。

○升田委員 大臣より大変前向きな答弁で、大変安心しました。ワンストップ、これは最初から最後までワンストップということで、そういう認識のもとで取り組んでいただきたいと思っています。そこで、今度は、ジェトロが頑張っているいろいろなやり方。ただ、ルールや手続や、あるいはパートナー、これも今答弁があったようにとても大事なんですが、一方で大事なものは、米などの農水産物を輸出していくということ、今政府はこれを大きな柱に掲げておられますが、需要がないと売ることができないですね。物をつくりました、向こうが欲しくないって売れないわけでありまして、それから、その外国、その地域での需要拡大の戦略を持つということこれは極めて大事な視点である、私はこう思います。

この辺の取り組みについて、またお尋ねしたいと思いますが。

○林国務大臣 御指摘の米を初めとする農水産品の輸出拡大は大変重要な課題だと思っております。この海外展開に関しまして、ジェトロを通じて、海外でのセミナーあるいは試食会などを通じて、プロモーション、また大規模な食品展示会での販路開拓支援、あるいはまたバイヤー招聘などを実施しているところでございます。

このような取り組みに加えて、先ほど申し上げました新輸出大国コンソーシアムを通じて、ワンストップでの海外支援を行うということで今進めているところでございます。

さらに、コンビニエンスストアの海外展開とあわせて日本の食品を海外に売り込むため、ことし一月にコンビニエンスストアとジェトロとの協議会を設置したところでございます。まず、十一月にもベトナムの日系コンビニエンスストア二百店舗でテスト販売を実施する予定でございます。

今後とも、農林水産物、食品の海外展開を一層推進するために、内閣官房に設置されました農林水産物の輸出強化ワーキンググループには私も副座長として参画をしております。昨日、農林水産物の輸出強化戦略を取りまとめたところでございます。

今回の戦略は政府を挙げて取り組むこととしておりますけれども、経産省の関連としては、まず、現地のニーズなど輸出に関する情報をジェトロに一元化をして集約し、ユーザが使いやすい形で提供する、また、プロモーションの企画、実行については、ジェトロの機能を最大限活用しつつ、官民一体となって統一的なプロモーションの企画、実行を推進するということが盛り込まれたところでございます。

経産省としても、ジェトロの取り組みをしっかりと後押しして、関係省庁と連携しながら、政府一丸となって農林水産物あるいは食品の海外展開を進めてまいります。

○升田委員 農林水産物の貿易産業化というのは、私は否定しません。しかし、過大な期待というのは意外と危険だと思えます。

やはりその意味においては、需要が拡大できるような取り組みというのはとても大事なことで、思いますが、しっかりとそこは取り組んでいただきたいと同時に、今大臣の方からジェトロという言葉が何回も出てまいりましたから、やはりこれは予算はもつとあつていかなければだめだと思えます。

あと残された時間、農山漁村の再エネ、風力発電に関するところで一点だけ伺いたい、こう思うんです。

きのうFIT法案が通りましたけれども、風力発電に取り組んでいる現場の声を聞きますと、農業振興地域内の農地転用というのが意外と足かせになっているんだという声が聞こえるんですね。時間の関係上、これは答弁を求めるともう時間が来てしまいますので、私の思いだけを伝えさせていただきます。

私もいろいろ聞きました、自治体とかにも。そうしましたら、農業振興地域内の転用というのはなかなか難しいということなんです。

しかし、取り組んでいる現場の声を聞きますと、小型風力発電は六メートル掛ける六メートルぐらいのエリアで大丈夫なんだ、ですから、土地の隅っこ、角隅の土地なんかはもつと柔軟にやってもいい。

そして、これは現場の相場観ですが、土地を貸すと、大体一万円をその持ち主に上げているんですね。しかも、その土地というのは高齢者が持っているのが大半の例なんです。

そうしますと、年金のほかに月一万円の収入があるとしたら、これは高齢者にとっては大変貴重な収入になる。私の知り合いで六万五千円を満額でもらっている方は、私は余り出会ったことがありません。四万か五万、この間が大体現場の空気感なんです。

そこで一万円の収入が入る。仮に二カ所をそのお年寄りが貸すことができた、月二万円ですよ。これは相当重要な収入源になりますので、そういう現状を見きわめて、再エネを進めたいという方向性も鑑みて、ここはもつと柔軟に工夫していただきたいということを申し上げて、お時間が来たので終わりたいと思います。

○高木委員長 次に、藤野保史さん。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

私は、熊本地震における中小企業、個人事業主への支援についてお聞きをしたいと思います。一カ月たちましても余震が続く、本当に身体的にも精神的にも大変厳しい状況で、業者の方も苦しんでいるというのが現状です。

私も、四月二十四日と五月七日に現地に入りまして、さまざまな方からお話を伺ってまいりました。

大変被害が大きかった益城町では、傾いて潰れている、周り全部がそういう状況ですけれども、ある理髪店が営業されておりました。水は当然な

いんですが、給水所からポリタンクでくんできたり、あるいは雨水を使ったりしながら、お客さんに使うわけじゃないですけれども、さまざまな形で水を確保して、それをもとに営業している。御主人は、気持ちいいと言ってくれるのが本当にうれしくて、散髪したりいろいろなことをしています、営業していますとおっしゃっていました。本当に頑張っている。

他方で、大きな被害を受けている方もいらっしゃる。宇城市でスナックを営む四十代女性、三人の子供を育てるシングルマザーですけれども、もう気がおかしくなりそう、少しも気を緩めることができない、毎日毎日精神的に限界だとおっしゃっていました。

収入がない、しかし月々の支払いはある、修理費は持っていない、お金が借りられるかもわからない、本当に、従業員のことも、家族もあつて、補償もしてあげたいんだけどできない、助成があると本当に助かります、こういうお話でした。

このほかにも、修理代はどうなるんだ、あるいは貯金がない、こういう声をたくさん伺っていました。

大臣にお聞きしたいんですが、やはり、地域にとつては、中小企業、とりわけ小規模事業者というのが復興していくのかどうかというのが大変重要な意味を持っていると思えます。

二〇一四年には、小規模企業振興基本法も制定されました。ここで本当に、地域における、あるいは地域経済、地域の雇用における小規模企業の役割というのを改めて政府としても光を当てたいというふうに認識をしております。

今後、震災からの復興、この復興策、支援策を経産省としても具体化していく上で、やはり小規模事業者にも光を当てた支援を入れるということが特別重要じゃないかと思うんですが、大臣の御認識をお願いします。

○林国務大臣 委員御指摘のとおりでございます。中小企業あるいは小規模事業者、これが大変

今苦しんでおりますので、それをまず、お話を聞き、対応していく、寄り添って対応するということが非常に大事だろうというふうに認識しております。

○藤野委員 その立場でぜひお願いしたいと思えます。

具体的な制度について、ちょっとたくさんあるので聞いていきたいんですが、まず雇用調整助成金であります。

これは、私も熊本県知事と懇談させていただいたときにも、やはり雇用調整助成金、必死で頑張って雇用を支えている、ぜひこれは要件緩和してほしいという要望もいただきました。お伺いすると、本庁への相談が既に百件を超えていて、県への相談も千件を超えているとお聞きをしました。

これは政府にお聞きしたいんですが、雇調金について、この要件緩和されていると思うんですが、どのような要件緩和がされているか、そして、そのことをどのように周知徹底しようとしているか、御答弁ください。

○広畑政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘いただきました雇用調整助成金でございますが、今御紹介いただきましたように、相談件数でございますが、一昨日、五月十一日時点で、厚生労働本省におきましては、電話相談でございますが百六十八件、熊本労働局におきましては千八百八十八件、これは実は全体では九千件を超えるんですが、雇用保険の方が多くて、雇用保険は五千七百件程度ということになります。

御指摘の特例措置の内容でございますけれども、熊本地震の発生に伴って事業活動の縮小を余儀なくされた事業所につきましては、雇用の安定を図ることが極めて重要でございます。

雇用調整助成金の要件につきまして、まず四月二十二日でございますが、生産量等の減少の確認期間を前年同期の三月月から一月に短縮する特例措置を講じております。それから、五月九日まで

ございますけれども、九州各県内に所在する事業所が休業を実施した場合の助成率の引き上げ、具体的には中小企業は三分の二から五分の四へ、それから四月一日に入職をされました新規学卒者等を念頭に置きまして、雇用保険の加入期間が六カ月未満でも対象にするといった内容でございます。

こうした措置を周知するために、熊本労働局におきましては、商工会議所の協力を得まして、事業主に対する説明会をこれまで十数回開催いたしました。今後とも十回以上を予定してございます。それから、先ほど御紹介申し上げました熊本労働局と各ハローワークで個別の相談に対応してございます。

○藤野委員 本場に、きのう聞いたよりも相談件数がさらにふえているということですので、ぜひしっかりと周知して活用を進めていただきたいと思っております。

そして、冒頭紹介したように、修理に対する要求というのはやはり業者の皆さんはかなり多くて、もちろん応急修理制度等あるわけですが、それにとどまらず、やはりさまざまな支援を行っていく必要がある。現行制度でも、耐震補強のための助成はございますし、住宅リフォーム制度もございまして。こうしたものを、震災に合わせて拡充して、ぜひ実施していただきたい。これはすぐできるといふふうに思うんですね。

その上で一つ御検討いただきたいのが、今、業者に焦点を当てた商店リフォーム制度というものもあるんですね。住宅リフォーム制度というのはかなり全国に広がっておりますが、商店、商店街とか業者さんとかがお店を修理する、改築する、こういうリフォーム制度が実は群馬県高崎市で既につくられていて、もう大歓迎をされております。費用の二分の一補助で店舗の改装とか備品の購入ができるということで、これをぜひ、今回困っている人、政府としても、既に動いて歓迎されている制度ですから、参考にしたい

ことを求めたいと思います。

そしてもう一点、東日本大震災で大変力を発揮したグループ補助金制度、通称ですけれども、これがやはり今まさに求められているというふうに思っております。

東日本大震災を受けて、中小企業の皆さんがグループをつくって、さまざまな形で補助を受けていくわけです。ただ、これは大変重要なんですが、東日本に特化してつくられた初めてで非常に画期的な制度だと思っておりますけれども、東日本大震災を契機につくられていますので、それをそのまま熊本に持ってきてというふうになりますと、やはり被害の状況も違いますし、なかなか、熊本の皆さんあるいは大分、九州各県の皆さんに使い勝手がいいとは必ずしも限らないというふうに思っております。

そこで、やはり今回、熊本に特化した形で、新しい、ちょっと変形するような形でグループ補助金制度をつくることを検討したらどうかと思うんですが、この点はいかがででしょうか。

○林国務大臣 今御指摘のグループ補助金につきましては、東日本大震災による被害が、サプライチェーンに悪影響を及ぼすほど範囲が広く、かつ甚大であった、そして被災事業者の取引先にも連鎖的に悪影響が及ぶことから、中小企業等がグループを構成して早期復旧を図る必要があったというところを踏まえて、特別に措置された制度でございまして。

今般の熊本地震への対応につきましては、発災直後より相談窓口を設置すると同時に、激甚災害指定を受けた融資の金利引き下げや、通常の保証とは別枠での一〇〇％保証などの措置を講じてきたところでございます。

被災地のためにできることは全部やっていると考えるのもことで、現地の被害状況あるいは支援ニーズに応じて、グループ補助金のような施策も含めまして、どのような支援を実施していくか、また、本日閣議決定された補正予算案に計上されている熊本地震復旧等予備費を活用した支

援策を検討してまいりたいと思います。

○藤野委員 グループ補助金のような制度も含めてという答弁でしたので、ぜひ現場の業者の皆さんが求める支援を具体化していただきたいと思っております。

引き続きまして、金融支援につきましても、これは大変重要だというふうに思っております。

被災地では、ローンの返済をとにかく猶予してほしいという、いわゆるリスケの要望というのがもう既に多数寄せられていると聞いております。この点につきましては、事前にお聞きもしているんですが、時間も関係上こちらでちょっと紹介させていただきますが、熊本では約二千四百件、大分では百三十件ということだと伺っております。五月十日段階ですので、恐らくまたふえているかもしれません。

こうした声に金融支援としても応えていく必要があると思うんですが、この点でお聞きしたいのが、いろいろされておりますけれども、先ほど大臣もお触れになったセーフティーネット、信用保証協会のセーフティーネット保証四号であります。これは大変重要な制度だと思いますが、二点だけちょっとお聞きしたいんです。

一つは、このセーフティーネット保証四号は、直接被害があった業者さんだけではなくて、間接的な被害を受けた方も対象になる、例えば、直接被害じゃなくて、取引先が被災して注文が減ったとか、いわゆる発注量が減ったとか、これによって被害を受けた間接的な被害も対象になるということでもよろしいでしょうか。ちょっと確認させていただきます。

○豊永政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおり、セーフティーネット保証四号につきましては、間接被害、いわゆる間接的な取引先、それからまた予約のキャンセルといったような間接被害にも対応させていただいております。

○藤野委員 もう一点確認させていただきたいんですが、現時点でこの保証四号の適用は熊本、大

分そして鹿児島だと認識をしております。しかし、やはりなかなか影響は広がっております。

長崎では、例えば地元の銀行のシンクタンクの調査では、影響があると答えた地元企業が五二・五％とかなりやはり広がっておりますし、先ほど近藤委員からは宮崎の事例も紹介されておりました。観光産業などは特に裾野が広くて、今後、さまざまな業種に影響が及ぶ可能性があると思っております。

その点で、今後、今の三県にとどまらず、機動的に対象を広げていく、この構えであるということも確認させていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○豊永政府参考人 お答え申し上げます。

今委員のおっしゃったとおりだと考えております。

当初、熊本、大分と適用しましたけれども、既に、私どもからお呼びかけする形で鹿児島県が呼応されましたし、ほかの県にもニーズがあればということでお声がけをしております、近々そういったことが具体化していくものと期待しております。

○藤野委員 ぜひ、声をかけることも含めて、政府のイニシアチブを発揮していただきたいと思っております。

そして、金融ということであれば、こういう大災害の場合は二重ローンというのが大変大きな問題になります。

配付資料をお配りさせていただいておりますが、これは熊本の保証協会が出している雑誌から抜き出した、いわゆる保証債務残高の件数と金額であります。

熊本市全体でいえば一万五千五百四十四件で千六百六十四億円、益城町が四百八十九件で三十四億二千九百万円、大変大きな被害であります。もちろん保証つきですので、実際には、保証がついていない民間のローンというのもあると思うんです。調べましたら、地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合の中小企業向け貸出残高は、熊本県だけで二兆八千七百二十一億円という形です。

ら、配付資料にとどまらない大きな影響があることは認識しております。

熊本県の商工団体連合会が五月二日に行った緊急要請の中でも、二重ローンの解消ということが要求されております。

そこで、金融庁にお聞きしたいんですが、全国銀行協会、いわゆる全銀協が昨年十二月に、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインを発表したと思いますが、これは債務者にとつてはどのようなメリットがあるか、簡潔にお答えいただければと思います。

○齋藤政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねいただきました自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインでございますけれども、これを活用していただくことで、債務の弁済が困難となった被災者の方々におかれては、法的な倒産手続による不利益を回避しつつ債務免除を受けることが可能となる、さらに、手続に要する弁護士費用等については国の補助を受けることができるということ、大きな意義を有しているというふうに考えております。

○藤野委員 これはやはり、二重ローンをどうしようかと悩んでいる方にとっては、大変大きな制度だということに認識しております。

これは四月から適用が始まったということで、そして四月十四日に熊本地震が起きたということで、まさにこのガイドラインが適用される初めての震災がこの熊本地震になるというふうに思っています。

大事なものは、やはり、東日本大震災のときはこうしたガイドラインがまだ完全には整備されていなくて、皆さんに周知される前に、もう返しちゃうとか、大変だったけれども借金だからというところで払ったという方がかなりいらっしやうたというふうにも聞いております。今回は、このガイドラインがもう既に動いているわけですから、そうした、知らずに払ってしまったという方がないように、ぜひ周知徹底をお願いしたいなというふうに思っております。

そして、この点についても、課題という点で一つだけ確認したいんですが、実は、このガイドラインの前にもう一つガイドラインがありまして、個人債務者の私的整理に関するガイドラインというものが大震災を契機につくられて、それが大震災後五年間運用されて、今回のものに結実したというふうになっているわけですね。

それとの関連もあるんですけども、今回新しくできたガイドラインについて、仙台弁護士会の会長名で声明がことし一月二十八日に出されていると思うんですが、ここで、いわゆる今のガイドラインのもとになったガイドラインの解釈、運用がちょっと厳しかったんじゃないかと、支払い不能の要件認定が厳しかったとか、そういう指摘がされていると思うんですね。

金融庁としては、これらの指摘をどのように認識されているのか、これをどう今後に生かしていくとされているのか、御答弁をお願いいたします。

○齋藤政府参考人 東日本のときのガイドラインについては、先生御指摘のような点が言われているということ、私も私どもも承知をいたしております。今般の自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインですけれども、東日本のときにくられたガイドラインを基本的にはベースといたしまして、それを全国に展開していくというものでございます。

このガイドラインを取りまとめるに当たりましては、法曹関係者等有識者の方々の御意見も踏まえてつくられておりますし、また、実際にその運営をされていく段階では裁判所の特定調停の制度なども使われていくということでございますので、債務者、金融機関、どちらか一方の立場に偏るということではなくて、中立的な問題の解決が図られていくということを期待しているところでございます。

○藤野委員 事前のレクでは、世界的に見てもこうした制度は珍しいと。やはり災害国日本で二重ローンというのがたび重なる問題の中で、知恵と

力を合わせてつくられてきた大きな制度だというふうに私も思っております。

だからこそ、やはりこうした制度をより債務者が求める形で運用していただきたいし、そうした立場で政府が臨んでいただくことを強くお願いしたいと思っております。

そして、このガイドラインを実効性あるためにも大変大きな問題だと思っておりますのは、今、義援金が各地から寄せられておまして、私も四月と五月に行ったときもお持ちしたわけですが、これはほつておきますと、この義援金が資産だと言われて差し押さえの対象になってしまふ。ここに金があるじゃないかということで差し押さえられてしまつて、せっかく寄せられた思いが全く生かされないということがあると思っております。

五月九日には日本弁護士連合会の中本会長も緊急声明を出されて、この問題を指摘されました。その中で、こうおっしゃっています。「義援金は被災者の被害復旧と生活再建のために集まった善意の金員であり、債権者が債権満足の原資として期待すべきものでもなく、一律に差押禁止財産とすることが相当」と述べております。私はそのとおりだというふうに思っています。

東日本大震災のときは特別立法が超党派でできまして、差し押さえ禁止が実現をしております。今回もこうした動きが既にあるというふうに思っております。

私がお聞きしたいのは、災害のたびにこういうものをつくるよりも、金融庁さんとして、こうしたものを恒久的な制度として検討した方がいいんじゃないかというふうに思っていますが、こうした点はいかがでしょう。

○齋藤政府参考人 お答えを申し上げます。

義援金を差し押さえるの対象から外すかどうかというところについては、まさに先生御指摘のとおり、東日本のときには超党派議員立法でそれが措置された、今般についてもそうした動きが出てきているということで、私どもも承知をいたしてお

ります。

この点についてより一般化した制度をというお尋ねでございますけれども、この点については所管はむしろ法務省ということになるかと思ひますけれども、そちらとも連携をとりながら、私どもとしても、状況もフォローしつつ考えてまいりたいというふうに思っております。

○藤野委員 そうなんですけれども、ぜひ、二重ローンの問題をやられている立場で力を發揮していただければと思っております。

このガイドラインは大事なんですけれども、二重ローン問題の根本的解決にはやはりもつともいろいろな制度が要ると思っております。

東日本のときにも政府が債権買い取りの機能を持つ組織を二つもつくつていろいろやられましたし、民間のガイドライン任せ、大事なんですけれども、それだけでなく、やはり政府としても、そうした買い取り機構も含めてインシアチブを發揮していく必要があると思っておりますし、二重ローンについては抜本的な支援が引き続き今後も重要になってくる。今回、とりわけ建物の被害というのが多いので、この点は要求をしておきたいと思ひます。

最後になりますけれども、安倍総理も四月二十九日に熊本に入られて、二十三日も入られていまして、総理はこうおっしゃつております。「熊本の商店街の皆様からも、こうした困難な状況の中において、何とか現在の生業を維持し、そして活力を失わないように頑張っている姿から大変な感銘を受けたところでございます。」と。

私は、この「生業を維持し」という言葉を総理が使われたこと、大変重要だと思っております。何かもうけを上げてとか、何か効率よくとかではなくて、やはり、暮らしながら、雇用を維持しながら経営もやる、まさにこのなりわいという言葉を応援していく。冒頭の小規模企業振興基本法にもつながる精神だと思うんですが、これに一番きくのは、やはり壊れた店舗をどうするのか、店の

修理をどうするのか、設備再開のための費用をどうするのかという直接支援というふうに思ひますね。

大臣、最後に決意をお聞かせしたいんです。経産省としても、先ほどおっしゃいましたが、やることを全部やるということを、やはり直接支援を含めてこれからも取り組んでいきたいということ、最後に決意をお聞かせして、質問を終わりたいと思ひます。

○林国務大臣 私も被災地の現状を、五月七日でしたけれども、この目で見て、この耳でお聞きするということのために訪問させていただきました。

被災された特に中小企業の方々が一日も早く事業を再開できるということが被災者そのものを元気づけることになるだろうし、熊本県そのものの元氣につながるっていくというふうに考えておりまして、精いっぱいこれに対応してまいりたいと思っております。

○藤野委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○高木委員長 次に、木下智彦さん。

○木下委員 おおさか維新の会、木下智彦でございます。

本日もお時間をいただきまして、ありがとうございます。

きょうは一般質疑ということで、私の方から話させていたいただきたいのは、中小企業それから小規模事業者に対する対策ということで、今、経産省さんを初め政府としては、今までの直接金融や間接金融というところから、その上を行くいろいろな形の支援というふうなことを考えられていて、単純ではな問題だと思ひますけれども、今までのやり方とは違って、国内の産業がしっかりと活発化していくというふうなことに本気で取り組むような形にちよつと進み出したのかなと思ひます。私は非常に期待をしておるところでございます。そういう観点できょうは質問させていただきます。きょう、法務省さんも来ていただいているんで

すけれども、ちよつと前の話になるんですけれども、二月十五日に一つの裁判で中間判決というのが出ていまして、きょうはその話をちよつとクローズアップさせていただきたいと思ひます。

この中間判決はどういったものかというところ、アップル社、アメリカのアップル社ですね、 아이폰であるとかアイパッドであるとかマックというPCであるとか、こういうものをつくっている会社、当然皆さん御存じだと思いますけれども、そこ日本の中小企業の一社が争った裁判であります。日本のその中小企業は、アップル社のマックというパソコンのある部品をつくつておりまして、アップル社に対して納入をしていたんですけれども、そこでいろいろな問題が出てきまして、裁判を起こした。

この中間判決がもしもろかつたんですけれども、私が説明するよりも、その経緯であるとか、今どういう状況にあるのかということについて、法務省の方からまずちよつと御説明いただきたいと思ひます。お願いいたします。

○金子政府参考人 お答えいたします。委員御指摘の事案は、鳥野製作所という会社が、アップル社の債務不履行や不法行為を理由として、損害賠償の支払いを求める訴えを東京地方裁判所に提訴したものと承知しております。

訴えを受けたアップル社の方は、鳥野製作所の訴えが、裁判管轄をアメリカ合衆国カリフォルニア州とする鳥野製作所とアップル社との間の契約書の定めと違反するとして、鳥野製作所の訴えを却下するように求めていたわけであります。

東京地方裁判所は、今委員御指摘のありましたことし二月十五日の中間判決によりまして、鳥野製作所とアップル社との間の管轄に関する合意が一定の法律関係に基づいてされたものではないのでその効力を生じないとして、訴えを却下するアップル社の主張に理由がないという判断をしたものでございます。

○木下委員 ありがとうございます。法律的にお話しされたのでちよつと難しかった

こともあると思うんですけれども、要は、どんなことかというところ、アップルに鳥野製作所さんが商品を入れました。その契約書の中に何て書いてあったか。これは普通に契約書の中に書くんですけれども、何か問題が起こったときに、訴訟行為なんかが起こったときにどこで裁判を管轄するかということが契約書の中に書いてあった。そこには、アップル社があるカリフォルニア州の裁判所で全てのものについて管轄するというふうに書いてあったらしいんですね。

それが、問題が起こってしまった。どんな問題が起こったかというところ、商品を入れたやつでいいんですけれども、鳥野製作所さんがいきなり取引をとめられちゃったような形になったんですね。なぜかというところ、アップルが同じような部品を違う国の、これは台湾だったかどこだったかと思ひますけれども、そこに納入元を変えちゃったんです。しかも、その特許権を持っているのが鳥野製作所さんじゃないかというふうな主張をされていったんだと私は記憶しているんですけれども、契約書でちゃんとやって納入していたのに、そうしたらいきなり違うところに変えられた。

もつとひどいのは、いや、もう頼みますよというふうな鳥野製作所がアップル社に言ったら、今度はどういふふうな言ったかというところ、発注を受けていたもので、自分の会社の設備投資を思いつ切りにして、アップルと契約してやっていたんだからと思ひつ切りにやめて、なのに、設備投資した途端にいきなりもうほとんど発注されないという状態になった。おい、ちよつと困つたなと。

アップルといういろいろもめまして、取引を開始できるようになった。なつたら今度はどういふふうな言ったかというところ、今まで納入した分も含めて、最初に決めた金額ではなくて、今アップル社が台湾だったかどこかの会社と契約している金額との差額分をリベートとして払えと。とんでもない話だと私は思ひますけれども、契約の内容によつてそういうこともあり得るんだと思ひますけ

れども、そういうふうに言ってきた。

そこまでして、しかもまだ安定しない状態で、それはもうさすがに困るよねということでも裁判をする。でも、裁判をするというふうになったらどこでやるかという、中小企業がカリフォルニア州でやらなきゃいけないという状態に陥ってしまったということなんです。

中間判決で何があったかというと、その契約書の中にはどういふふうなことに對してという範囲がいれば特定されていなかった、全てのものについてというふうな感じのことが書いてあったので、それはさすがにむげですよというふうな話になって、日本の裁判所でそれについて訴えをして、本来であつたらカリフォルニアでやらなきゃいけないんだけれどもこれはどうなのというふうな言つて、それで日本では、いや、一定の法律関係の部分ではないものなので、この契約書の内容は無効ではないか、そういうふうな中間判決が出たということだと思ふんです。

今説明したんですけれども、大体そんな感じで間違つていないですか。ちよつともう一度、私の今言つた理解で間違つていないかどうか。

○金子政府参考人 契約書にどのような記載があるかというふうな細かいところまでは実は私の方は承知しておりませんが、委員の方がお詳しいんだと思いますが、法律的問題の整理としては、今、委員御指摘のとおり判断がされたものというふうな理解をしています。

○木下委員 ありがとうございます。

余り法律の話をつたらちよつとあれなんですけれども、ここがまたおもしろくて、ただ、そうはいいいながら、日本の国内では、一定の法律関係云々ということで、縛られる部分がちゃんと決まっていたんですね。契約書が取り交わされた年度の中で、国内の契約に関してはそういうふうな取り決めがあつたんですけれども、海外との取引については、そういう取り決めというのか、法律でなかったんです。

ただ、そのかわり、裁判所の判断として、条理

に基づき判断されるべきだと。要は、国内ではそういうふうになつていたわけだから、海外についても同じような考え方に基つてやるべきだという、ちよつと難しい判断をしてそうならしめるんです。

それはいいと思ふんですけれども、私は法務委員会でもこの話をさせていたでいて、その後、国際取引についてもそういうふうな条項がついたのいいんですけれども、やはりこういうことをちゃんと整備していくべきだよ、もつとそういうことまでちゃんと考えましようねという話を前にさせていたんだんです。

では、問題はこういうことかという、やはりこういうことはこれから先起こると思ふんです。

私は、今の国会議員になる前は総合商社で国際取引をずっとやつていたので、特にこういうことを思つてゐるんですけれども、契約書を書くときに、私のいた会社なんかは定型フォームがあるんですよ。定型フォームの中に必ず書いてあるのが、裁判管轄はどこにするか。これは契約するときに必ず日本と書けというふうな、かたく書かれています。

でも、外の会社とするときはここでまず争うわけですよ。いや、こんなのは、あんたたちと争うにしても、うちも、例えばアメリカだつたらアメリカの管轄裁判所にしないとあんたたちと契約を結べないと、ここでまず物すごく戦うわけですね。そのときはどうするかという、利益がどれぐらい生まれるのか、契約としてどれぐらいのインパクトがあるのか、それから、どれぐらい安全なのか、信用調査もします。

そういうことをした上で、最後に、会社の中に法務部といつて法務をつかさどる部署があるんですけれども、そこに弁護士資格を持ったような人がめっちゃめっちゃいるわけですよ、そこ営業マンの私とかめっちゃめっちゃ戦うんですね。いや、これぐらいのことをしないと契約をとれないんだ、あんたがどういふに言つたって相手がどういふに言つてゐるからといって、ここで戦つ

て、はつきり言つて、対外の契約交渉より社内の交渉の方にパワーの七〇％ぐらい使つて私は思つていました。

それぐらい厳しい審査であるとか、そういうものを海外と契約する。これができているからこそ、それなりの利益も上げられるし、安心して取引がなされる。これが今までの商社の一つの役割であつたんだと思つてゐるんです。

ただ、このアップルにも見られるように、これから先、海外のというか国際企業と契約するところが、当然アップル社なんかはもう商社なんか使わないです、本当に技術がある、中小企業であつても技術があつて、場合によっては少量生産しかできないようなところに対しては、例えばそこに対して投資を行つて、そして契約を結んでいくという形をとっていく。

そうすると、やはり強い者、弱い者という関係がそのまま維持されたままの契約になつていくので、こういう問題がどんどん出てくることはこれから先否めなないと思つてゐるんです。

こういつた中小企業もしくは小規模事業者は技術を本場に持つてゐます、今政府がそういうふうな言われてゐますよね。そういうところをどう伸ばそうとされる。こういつたところこそ、しっかりと何かしら援助をしていかなければならぬんじゃないかなというふうな思つたので、きょうはちよつとこういうお話、ほとんど私のお話でもう既に十五分ぐらいたつておりますけれども、大臣、ちよつと、ここまでお話してすけれども、どういふふうにされようと思つてゐますか。中小企業対策それから小規模事業者対策、本場に必要なのはこういうことだと私は思つてゐるんですけれども、具体的に何かしらの対策というのはこれから打つていこうとされているかどうかというところをお話いただけますか。

○林国務大臣 今、現実的な話を拝聴いたしましたし、やはりどうしてもそれは具体的に対応が必要だなという実感を得ました。

ジェットロではそういうことに対応していくし、また、これをもう少し踏み込んだ形にするのが大事なかなというふうに感じました。

○木下委員 ありがとうございます。

先ほどの質問でもジェットロのお話が出ておりましたので、これはちょうどいい話かなと思つたんです。ワンストップサービスでやる。

もう少し具体的に言つと、何が必要なのかなと。

これは結構難しいんですけれども、先ほど私が商社だつたらこうと言いましたけれども、まず一つは、見きわめが難しいんですね。本当にその中小企業もしくは小規模事業者が持つてゐる技術がそれなりの、海外でも国際的な競争力を持つてゐるかどうかという見きわめができなければ、そうじゃないところに対して一律の援助をしていくというのは、これは今までの経産省のやり方。一律にやつていつたら、要は、言っちゃ悪いんですけれども、本当に技術を持ち得ていないかもしれないようなところがそういう援助策なんかに乗つてくる可能性もある。それが悪いかどうかというところはありますけれども、やはりそこは限界があるんだと思つてゐるんです。その見きわめ。

その見きわめをした上で、もう一つ重要なのは、契約時点、契約書をやること。

中小企業が海外のそういう大企業と契約をする、前にもちよつと法務でも質問したんですけれども、そういうときにどうするかというふうな言つたら、顧問弁護士なんか中小企業についてゐるから、そういうところからのアドバイスで何とかするといふふうな言われたんですけれども、考えてみてください、アップルがやつてゐる法務の部門なんつたら、本当に国際裁判で絶対勝つんだぐらいのすごい弁護士ですよ。そこの人たちが考えた定型フォーム、それをバックボーンにした契約交渉に、幾ら顧問弁護士がついてゐるからといって、なかなかこれはいい条件の契約を交わすのは難しいと思ひます。

それからもう一つ。もしもこういうことが起

かもしれないですけど、今度は、本当にそう
いった弁護士と戦うことになるんです。島野製作

権利を主張されて、中間判決で、最後どうなるかわかりませんが、本当に、もともと考えて

いたような利益を回復することができるかどうかわからない。というのは非常に難しい状態ですよ。

団をつくらないとやはりだめなんですね。彼らは自分らの力でそれは多分難しいでしょう。そう

いただきたいと思っています。

大臣、うなずいていただいているので、本当に

ればと思います。

○林国務大臣　先生御指摘の相談体制というのは

トロの国内事務所もございますし、そういつたところを拠点にしていろいろ相談をしていただくところ

のが起こるといふことになれば、新輸出大国コン
ソーシアム、ここには、先主のような商社のOB

んどん入れまして、そういった形の中で具体的に相談をしてもうし寸忒していくというところで今

中小企業の方々が海外展開する際に直面するこ
ういうさまざまなリスクに対して、しっかりと支

たので、私と違ってそういうところへ行かれています方はすばらしい方ばかりなんですけれども。

うことをしっかりと踏まえた形の中小企業対策に邁進していただきたいと思いますので、ぜひよろ

しくお願いいたします。
以上です。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、内閣提出、参議院送付、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一

産業大臣。

〔本号末尾に掲載〕

て、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

するなど、地域経済の活性化や雇用の確保に重要な役割を果たしています。しかしながら、中小企

下の水準にとどまっております。近年さらに格差が広が

このような青勢下において、我が国経済の持続

企業等の経営力を向上し、生産性を高めることで、その収益の拡大を実現し、経済の好循環を確

開に対する支援に加えて、中小企業等による経営力向上のための取り組みを支援することが必要で

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、事業分野を所管する大臣が、経営力向

の特性に応じた経営力向上のための事業分野別指針を策定します。ここでは、事業分野ごとに、中

ものとします。

第二に、中小企業等が、事業分野別指針に沿つ

に基づく取り組みを支援します。具体的には、認定を受けた事業者を、金融支援の特例措置等の対

実施を支援します。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

ますようよろしくお願いを申し上げます。

は、これにて教会いたします。

中小企業の新たな事業活動の足進に関する去

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律

正する。
題名を次のように改める。

「中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野

「第三
第四
一条・第十二条」を「第十条・第十一条」に、

「第三節 経営力向上(第十二条―第十五条)
第四節 支援措置(第十六条―第二十條)」

に、「第二十一条―第二十七条」を「第三十一

「第四十三條」に、「第三十六條―第四十一條」を「第四十四條―第五十一條」に、「第四十二條」を

様で活力」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「新事業分野開拓」の下に「並びに中小企業等の経営力向上」

第二條中第十二項を第十四項とし、同條第十一項中「第二十八條」を「第三十七條」と、「第二十

とし、同条第九項中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改め、同項を同条第十一項とす、同条

第八項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営効率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

第二項中第七項を第八項とし、第二項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 中小企業者

二 組合等(前号に掲げる者を除く。)

三 資本金の額又は出資の総額が政令で定める金額以下の会社その他政令で定める法人(第一号に掲げる者を除く。)

四 常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人(前三号に掲げる者を除く。)

第三項第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進」を「中小企業等の経営強化」に改め、同条第二項第二号中「促進に関する」を「促進並びに中小企業等の経営力向上に関する」に改め、同号ハ中「異分野連携新事業分野開拓」の下に「並びに経営力向上」を加え、同号ハ(1)中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号ハに次のように加える。

第三項第二項第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 経営力向上に関する次に掲げる事項

(1) 経営力向上の内容に関する事項

(2) 経営力向上の実施方法に関する事項

(3) 海外において経営力向上に係る事業が行われる場合における国内の事業基盤の維持その他経営力向上の促進に当たって

配慮すべき事項

第三項第三号イ(1)中「(第四章第一節において「中小企業者等」という。を削り、同号ロ中「第二十八条第一項」を「第三十七條第一項」に改め、同条第三項中「中小企業政策審議会」の下に「及び産業構造審議会」を加える。

第四項第一項中「第二項第三項第一号」を「第二項第四項第一号」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二項第二項第一号」を「中小企業等経営強化法第二項第三項第一号」に改め、同条第二項中「第二項第二項第一号」を「第二項第三項第一号」に改める。

第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上

第九項第一項中「(以下この節、第三章第三節、第三十九條第一項第三号及び附則第四條第一項において「中小企業者等」という。を削り、「中小企業者等」を「(中小企業者及び組合等)」に、「設立し、又は出資してを」又は「に」に、「当該中小企業者等」を「当該中小企業者及び組合等」に、「ものを、中小企業者等」を「ものを、中小企業者及び組合等」に改め、同項ただし書中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、第三章第一節中同条を第八項とする。

第十條第一項中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同条を第九項とする。

第十一條第二項第二号中「第二十條」を「第二十二條」に改め、同条を第九項とする。

四條に改め、第三章第二節中同条を第十條とし、第十二條を第十一條とする。

第四十二條第一項中「第三十八條」を「第四十七條」に改め、同条を第五十一條とする。

第四十一條第二項中「第四十條第六項」を「第四十九條第十一項」に改め、第五章中同条を第五十一條とし、第四十條の二を第五十條とする。

第四十條第一項中「第二項第二項第一号」を「第二項第三項第一号」に、「第三項第二項第三号ロ(1)を「第三項第二項第二号ハ(1)及びニ(4)に掲げる事項のうち労働者の知識及び技能の向上に係る部分並びに同項第三号ロ(1)に改め、同条第二項中「第十一條第一項」を「第十條第一項」に、「第十二條第四項」を「第十一條第四項」に、「第十二條第一項」を「第十一條第一項」に、「第三十七條第二項並びに第三十八條第一項」を「第四十六條第二項並びに第四十七條第一項」に、「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を「認定異分野連携新事業分野開拓事業」に改め、同条第六項を同条第十一項とし、同条第五項中「第十七條第一項」を「第二十一條第一項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

第十 第二十六條第一項、第三項及び第四項における主務省令は、第六項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第四十條第四項中「第十一條第一項並びに第十二條第一項」を「第十條第一項並びに第十一條第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第十三條第一項及び第十四條第一項における主務省令は、第四項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第四十條第三項中「第十七條第一項」を「第二十一條第一項」に、「第十八條、第十九條並びに第三十八條第二項」を「第二十二條、第二十三條並びに第四十七條第二項(経営革新等支援業務の実施状況に係るものに限る。)」に改め、同項を同条第五

項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二十六條第一項、第三項及び第四項、第二十七條、第二十八條並びに第四十七條第二項(事業分野別経営力向上推進業務の実施状況に係るものに限る。))における主務大臣は、事業分野別経営力向上推進業務に係る事業を所管する大臣とする。

第四十條第二項の次に次の二項を加える。

3 第十二條(第二項を除く。))における主務大臣は、事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣とする。

4 第十三條第一項及び第三項(第十四條第三項において準用する場合を含む。)、第十四條第一項及び第二項、第十五條、第四十六條第三項並びに第四十七條第一項(認定経営力向上計画の実施状況に係るものに限る。))における主務大臣は、認定経営力向上事業を所管する大臣とする。

第四十條を第四十九條とする。

第三十九條第一項第三号中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同号ロ中「第二十一條第四項」を「第二十五條第五項」に改め、同条第二項中「第九條第一項又は第十條第一項」を「第八條第一項又は第九條第一項」に改め、同条を第四十八條とする。

第三十八條第一項中「承認経営革新計画に従って経営革新のための事業」を「承認経営革新事業」に、「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者」を「認定異分野連携新事業分野開拓事業を行う者又は認定経営力向上事業を行う者」に、「の実施状況」を「若しくは認定経営力向上計画の実施状況」に改め、同条第二項中「に」を「又は認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、それぞれ」に改め、「経営革新等支援業務」の下に「又は事業分野別経営力向上推進業務」を加え、同条を第四十七條とする。

第三十七條第一項中「承認経営革新計画に従って経営革新のための事業」を「承認経営革新事業」

に改め、同条第二項中「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓に係る事業を」を「認定異分野連携新事業分野開拓事業」に改め、同条第四項中「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を「認定異分野連携新事業分野開拓事業」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業」を「承認経営革新事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 主務大臣は、認定経営力向上事業を行う中小企業者等について、その経営の向上の状況を把握するための調査を行うものとする。

6 国は、認定経営力向上事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第三十七條を第四十六條とする。

第三十六條第一項中「承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業」を「承認経営革新事業」に改め、同条第二項中「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を「認定異分野連携新事業分野開拓事業」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国は、認定経営力向上事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

第三十六條を第四十五條とし、第五章中同条の前に次の一條を加える。

(地域経済への配慮)

第四十四條 国は、中小企業等の経営強化のための施策を推進するに当たっては、地域経済の健全な発展に配慮するよう努めるものとする。

第三十五條の見出し中「中小企業の新たな事業活動の促進」を「中小企業等の経営強化」に改め、同条中「中小企業の新たな事業活動」を「中小企業等の経営強化」に、「中小企業の有する」を「中小企業等の有する」に、「中小企業の新たな事業活動の促進」を「中小企業等の経営強化」に改め、第

四章第三節中同条を第四十三條とし、同章第二節中第三十四條を第四十二條とする。

第三十三條中「昭和四十九年法律第百十六号」を削り、同条を第四十一條とする。

第三十二條第一項第一号中「昭和四十五年法律第九十号。以下この条を」を「次項及び第三項に改め、」(情報処理促進法第二條第二項に規定するプログラムをいう。)を削り、同条第二項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二條第一項第一号イ」を「中小企業等経営強化法第四十條第一項第一号イ」に改め、同条第三項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二條第一項」を「中小企業等経営強化法第四十條第一項」に改め、同条を第四十條とする。

第三十一條を削り、第三十條を第三十九條とし、第二十九條を第三十八條とし、第二十八條を第三十七條とする。

第二十七條第一項第一号中「事業を営んでいない」を削り、第四章第一節中同条を第三十六條とする。

第二十六條第一項中「同法第三條の八第一項及び第二項」を「同項及び同法第三條の八第二項」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二條第十項」を「中小企業等経営強化法第二條第十二項」に改め、同条を第三十五條とする。

第二十五條中「中小企業者等」を「中小企業者及び個人」に改め、同条を第三十四條とする。

第二十四條第一項中「中小企業者等」を「中小企業者及び個人」に改め、同条を第三十三條とする。

第二十三條の見出し中「中小企業者等に対する」を「国」に改め、同条第一項中「中小企業者等」を「中小企業者及び個人」に改め、同条を第三十二條とする。

第二十二條の見出し中「中小企業者等に対する」を「国等の」に改め、同条中「中小企業者等」を「中小企業者及び事業を営んでいない個人(以下この節において単に「個人」という。）」に改め、同条を第三十一條とする。

第三章第四節中第二十一條を第二十五條とし、

同条の次に次の五條を加える。

(認定事業分野別経営力向上推進機関)

第二十六條 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、事業分野別指針が定められた事業分野において、次項に規定する業務(以下「事業分野別経営力向上推進業務」という。)を行う者であつて、事業分野別指針に適合すると認められるものを、その申請により、事業分野ごとに、事業分野別経営力向上推進業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者(以下「認定事業分野別経営力向上推進機関」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 当該事業分野における事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修を行うこと。

二 当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行うこと。

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事務所の所在地

三 事業分野別経営力向上推進業務に関する次に掲げる事項

イ 事業分野別経営力向上推進業務の内容

ロ 事業分野別経営力向上推進業務の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定事業分野別経営力向上推進機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、そ

の旨を主務大臣に届け出なければならない。

(改善命令)

第二十七條 主務大臣は、事業分野別指針に照らし認定事業分野別経営力向上推進機関の事業分野別経営力向上推進業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第二十八條 主務大臣は、認定事業分野別経営力向上推進機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

(中小企業基盤整備機構の行う認定事業分野別経営力向上推進機関協力業務)

第二十九條 中小企業基盤整備機構は、認定事業分野別経営力向上推進機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他事業分野別経営力向上推進業務の実施に関し必要な協力の業務を行う。

(認定事業分野別経営力向上推進機関に対する能力開発事業としての助成及び援助)

第三十條 政府は、経営力向上を行おうとする中小企業者等の雇用する労働者の能力の開発及び向上を図るため、認定事業分野別経営力向上推進機関(第二十六條第二項第一号に掲げる業務のうち労働者の知識及び技能の向上に係るものを行う場合に限る。)に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三條の能力開発事業として、必要な助成及び援助を行うことができる。

第二十條中「第十七條第一項」を「第二十一條第一項」に、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二十條」を「中小企業等経営強化法第二十四條」に改め、同条を第二十四條とし、第十九條を第二十三條とする。

第十八條中「主務大臣は、」の下に「基本方針に照らし」を加え、同条を第二十二條とする。

第十七條第二項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「中小企業」の下に「又は経営力向上を行おうとす

る中小企業等」を加え、同項第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「係る事業」の下に「又は経営力向上に係る事業」を加え、同条を第二十一条とする。

第三章第四節を同章第五節とする。

第十六条を削る。

第十五条第一号中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に、「承認経営革新計画に従って海外において経営革新のための事業」を「海外において承認経営革新事業」に改め、「次号」の下に「及び第三号」を加え、「同号」を「次号及び第三号」に改め、同項第二号中「認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って海外において異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を「海外において認定異分野連携新事業分野開拓事業」に改め、同項に次の一号を加える。

三 中小企業者及び組合等（当該中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行う場合にあつては、当該外国関係法人等を含む。）が海外において認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

第三章第三節第十五条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営力向上促進業務）

第十九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小企業基盤整備機構」という。）は、経営力向上を促進するため、中小企業者等（第二十条第二号第三号又は第四号に掲げる者に限る。以下この条において同じ。）が認定経営力向上事業を行うために必要とする資金の借入れに係る債務の保証及び中小企業者等（会社に限る。）が当該資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。）に係る債務の保証の業務を行う。

（食品流通構造改善促進法の特例）

第二十条 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 食品（食品流通構造改善促進法第二条第一項に規定する食品をいう。）の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者（以下この項において「食品製造業者等」という。）が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二 食品製造業者等が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業に参加すること。

三 承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業を実施する食品製造業者等の委託を受けて、承認経営革新計画若しくは認定異分野連携新事業分野開拓計画又は認定経営力向上計画に従って施設の整備を行うこと。

四 承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により食品流通構造改善促進機構の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる食品流通構造改善促進法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

	第十四条第一項	第十二条第一号に掲げる業務	成十一年法律第十八号）第二十号第一項第一号に掲げる業務
第十八条第一項、第十九条及び第二十号第一項第一号	第十二条各号に掲げる業務	第十二条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法第二十号第一項第一号に掲げる業務	
第二十号第一項第三号	この章	この章若しくは中小企業等経営強化法	
第二十条第一項第四号	第十四条第一項	第十四条第一項（中小企業等経営強化法第二十号第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第二十一条第一項	第十三条第一項、第十四条第一項	第十三条第一項若しくは第十四条第一項（これらの規定を中小企業等経営強化法第二十号第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第二十三条第一号	第十八条第一項	第十八条第一項（中小企業等経営強化法第二十号第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）	
第二十三条第二号	同項	第十八条第一項	
第十九条		第十九条（中小企業等経営強化法第二十号第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	

第十四条第一項各号中「承認経営革新計画又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って経営革新のための事業又は異分野連携新事業分野開拓に係る事業」を「承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条第一項中「保証であつて、」の下に「承認経営革新事業（を、」のための事業」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、同項の表第三号第一項の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第一項」を「中小企業等経営強化法第十六条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十三条第一項」を「中小企業等経営強化法第十六条第一項」に改め、同条第八項中「経営革新関連保証又は」を「経営革新関連連保証若しくは」に改め、「異分野連携新事業分野開拓連保証」の下に「又は経営

営力向上関連保証」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「又は」を「若しくは」に改め、「異分野連携新事業分野開拓関連保証の下に」又は「又は」を「若しくは」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証で

あつて、認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保証額の合計額が	中小企業等経営強化法第十六条第七項に規定する経営力向上関連保証（以下「経営力向上関連保証」という。）に係る保証関係の保証額の合計額とその他の保証関係の保証額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保証額の合計額が	経営力向上関連保証に係る保証関係の保証額の合計額とその他の保証関係の保証額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金金の額のうち	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金金の額のうち
二項	当該債務者	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

8 海外投資関係保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十六条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」とする。

9 新事業開拓保険の保険関係であつて、経営力向上関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十六条第七項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金（以下「経営力向上事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（経営力向上事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証関係については、二億円）」とする。

第十三条を第十六条とする。
第三章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 経営力向上（事業分野別指針）

第十二条 主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

2 事業分野別指針においては、第三条第二項第二号ハ及びニ(4)から(6)までに掲げる事項に關し、当該事業分野における経営資源を高度に利用する方法の導入の方法その他の当該事業分野における経営力向上に必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、事業者を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、事業分野別指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該事業分野についての専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。

5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（経営力向上計画の認定）

第十三条 中小企業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営力向上に関する計画（中小企業者等が第二条第一項第六号から第八号までに掲げる組合若しくは連合会、会社又は同条第二項第三号若しくは第四号の政令で定める法人以下この項において単に「法人」という。）を設立しようとする場合にあつては当該中小企業者等がその組合、連合会、会社又は法人と共同で行う経営力向上に関するものを、中小企業者等が合併して会社又は法人を設立しようとする場合にあつては合併により設立される会社又は法人

（合併後存続する会社又は法人を含む。）が行う経営力向上に関するものを、中小企業者等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営力向上を行おうとする場合にあつては当該中小企業者等が当該外国関係法人等と共同で行う経営力向上に関するものを含む。以下「経営力向上計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、中小企業者等が共同で経営力向上計画を作成した場合にあつては、主務省令で定めるところにより、代表者を定め、これを主務大臣に提出するものとする。

2 経営力向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 経営力向上の目標
二 経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

三 経営力向上の内容及び実施時期

四 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 経営力向上設備等の種類

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る経営力向上計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が事業分野別指針（当該経営力向上計画に係る事業分野における事業分野別指針が定められていない場合にあつては、基本方針）に照らして適切なものであること。

二 前項第三号から第五号までに掲げる事項が経営力向上を確実に遂行するため適切なものであること。

4 第二項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第一項に規定するプログラ

ムをいう。第四十条第一項第一号において同じ。であつて、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

(経営力向上計画の変更等)

第十四条 前条第一項の認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定に係る経営力向上計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定経営力向上計画」という。)に従つて経営力向上に係る事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(協力の要請)

第十五条 主務大臣は、前二条の規定の施行のために必要があると認めるときは、第二十六条第二項に規定する認定事業分野別経営力向上推進機関に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

附則第四條第一項第一号中「第九條第一項」を「第八條第一項」に、「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第七條第一項の規定によりされた認定若しくは旧法第十八條の規定によりされた命令又はこの法律の施行の際現に旧法第十七條第三項の規定に

よりされている認定の申請は、それぞれこの法律による改正後の中小企業等経営強化法(以下この条において「新法」という。)第二十一條第一項の規定によりされた認定若しくは新法第二十二條の規定によりされた命令又は新法第二十一條第三項の規定によりされている認定の申請とみなす。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三條の四第一項第二十一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第三十四條第一項第一号」を「第四十二條第一項第一号」に改める。

附則第十五條に次の一項を加える。

46 租税特別措置法第十條第六項第四号に規定する中小企業者又は同法第四十二條の四第六項第四号に規定する中小企業者(以下この項において「中小企業者等」という。)が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第

号)の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に中小企業等経営強化法第十條第二項に規定する認定経営力向上計画(以下この項において「認定経営力向上計画」という。)に基づき取得(事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。)をした同法第十三條第四項に規定する経営力向上設備等(以下この項において「経営力向上設備等」という。)に該当する機械及び装置(中小企業者等が認定経営力向上計画に基づき、法人税法第六十四條の二第三項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械及び装置を引き渡しして使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした経営力向上設備等に該当する機械及び装置を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合にお

ける当該機械及び装置を含む。)で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 前条の規定による改正後の地方税法附則第十五條第四十六項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項に規定する中小企業者等(以下この条において「中小企業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置(中小企業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械及び装置を引き渡しして使用させる事業を行う者が施行日以後に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置を、施行日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械及び装置を含む。)に対して課する施行日の属する年の翌年の一月一日(施行日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十條の五の二第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第十七條第二項」を「第二十一條第二項」に改める。

第三十七條の十三第一項第一号及び第四十一條の十九第一項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第七條」を「中小企業等経営強化法第六條」に改める。

第四十二條の十二の三第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七條第二項」を「中小企業等経営強化法第二十一條第二項」に改める。

新たな事業活動の促進に関する法律第十七條第二項」を「中小企業等経営強化法第二十一條第二項」に改める。

(中小企業基本法及び総合特別区域法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

一 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二十九條第三項

二 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二條第二項第五号イ

(印紙税法の一部改正)

第七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第三十四條第一項」を「第四十二條第一項」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正)

第八條 情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第九号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第三十二條第一項各号」を「第四十條第一項各号」に改める。

(情報処理の促進に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第九條 施行日がサイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)の施行の日以後となる場合には、前条中「第二十條第一項第九号」とあるのは、「第四十三條第一項第十号」とする。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第十條 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

動の促進に関する法律を「中小企業等経営強化法」に改める。
第六十六條の見出しを「中小企業等経営強化法の特例」に改め、同条第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第二條第六

項」を「中小企業等経営強化法第二條第七項」に、「第二條第四項」を「第二條第五項」に改め、同条第五項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項の表第九條第一項の項を次のように改める。

第八條第一項	中小企業者及び組合等は	特定中小企業者等（沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六條第一項に規定する特定中小企業者（以下単に「特定中小企業者」という。）及び同項に規定する特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。以下同じ。）は
中小企業者及び組合等が	特定中小企業者等	特定中小企業者等（沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第六十六條第一項に規定する特定中小企業者（以下単に「特定中小企業者」という。）及び同項に規定する特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。以下同じ。）は
若しくは連合会又は会社	若しくは連合会（特定組合等に該当するものに限る。）又は会社（同法第六十六條第一項に規定する特定業種に属する事業を行う沖繩の会社に限る。以下この項において同じ。）	
経済産業省令	内閣府令・経済産業省令	
行政庁	沖繩県知事	

第六十六條第五項の表第九條第二項第五号の項中「第九條第二項第五号」を「第八條第二項第五号」に改め、同表第九條第三項の項中「第九條第三項」を「第八條第三項」に改め、同表第九條第三項第一号の項中「第九條第三項第一号」を「第八條第三項第一号」に改め、同表第十條第一項の項上欄中「第十條第一項」を「第九條第一項」に改め、同項中欄中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同表第十條第二項の項中「第十條第二項」を「第九條第二項」に改め、同表第十三條第一項から第三項まで並びに第十四條第一項第一号及び第二号の項中「第十三條第一項」を「第十六條第一項」に、「第十四條第一項第一号」を「第十七條第一項第一号」に改め、同表第十五條第一項第一号の項上欄中「第十五條第一項第一号」を「第十八條第一項第一号」に改め、同項中欄中「中小企業者等」を「中小企業者及び組合等」に改め、同表第三十六條第一項の項中「第三十六條第一項」を「第四十五條第一項」に改め、同表第三十七條第一項の項中「第三十七條第一項」を「第四十六條第一項」に改め、同表第三十七條第三項の項中「第三十七條第三項」を「第四十六條第四項」に改め、同表第三十八條第一項の項中「第三十八條第一項」を「第四十七條第一項」に改め、同表第三十九條第二項の項中「第三十九條第二項」を「第四十八條第二項」に改め、同表第四十二條第一項の項を次のように改める。

第五十二條第一項	第四十七條第一項（沖繩振興特別措置法第六十六條第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項
----------	---

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第十一條 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項第九号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第五條」を「第十九條」に、「第二十一條」を「第二十五條及び第二十九條」に、「及び同法第三十四條第一項」を「並びに同法第四十二條第一項」に改め、同条第二項第六号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四條第二項」を「中小企業等経営強化法第四十二條第二項」に改め、同条第五項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四條第一項」を「中小企業等経営強化法第四十二條第一項」に改める。

第十八條第一項第一号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第五條」を「中小企業等経営強化法第十九條」に改める。
第二十二條第一項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十四條第一項第一号」を「中小企業等経営強化法第四十二條第一項第一号」に改める。

附則第五條第一項第五号イ中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。
（サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十二條 サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則第十條（見出しを含む。）中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同条のうち中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第三十二條第二項の改正規定中「第三十二條第二項」を「第四十條第二項」に改める。

（サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第十三條 サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日が施行日前である場合には、前条の規定は、適用しない。
（経済産業省設置法の一部改正）

第十四條 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第七條第一項第六号中「昭和三十四年法律第百二十一号」の下に、「中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）」を加える。

第十五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化等の経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者等の経営の強化を図ることが重要であることに鑑み、事業分野別に新たに経営力の向上のための取組等を示した指針を主務大臣において定めることとするともに、当該取組を支援するための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年六月十三日印刷

平成二十八年六月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇